

令和元年度

自己点検評価書

東海学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学生	14
基準 3 教育課程	44
基準 4 教員・職員	54
基準 5 経営・管理と財務	64
基準 6 内部質保証	73
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A 社会連携・地域貢献	78
VI. 法令等の遵守状況一覧	82
VII. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	90

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・短期大学の基本理念

東海学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）の建学の精神は、「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」である。本学の歴史は、昭和 20(1945)年に神谷一三初代理事長と神谷みゑ子初代学長の両名によって設立された岐阜服装学院に始まる。昭和 36(1961)年に学校法人神谷学園の設立が認可されると、両氏は昭和 38(1963)年、家政科で構成される東海女子短期大学を開学した。この東海女子短期大学の建学の精神は、「広く国際的な視野に立つ社会性、創造性と行動力豊かな女性の育成」であった。両氏は戦後の復興期にあつて女性が自立という状態からほど遠い存在であるのを見て、女性であっても専門・技術を持てば男性と同じように経済力を持つことができると信じた。また、時の大蔵大臣の認可を得て服飾研究のために欧州 8 か国を歴訪した際、女性が自立して社会で生き生きと活躍している姿を目の当たりにして、日本人女性も自立心と国際感覚を持つべきことを痛感し、このような建学の精神を打ち立てたのである。本学は開学以来この精神を堅持しつつ、平成 20(2008)年の男女共学化に伴って校名を東海学院大学短期大学部と変更し、今日に至っている。

大学は高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成する責務を持つが、近年では、社会のグローバル化や教育のユニバーサル化によって、社会からは即戦力となる者が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになった。そこで本学はこうした状況に鑑みて、建学の精神及び確固とした専門知識・技能を身に付けた人材を育成することを教育の基本理念とし、これを達成するための教育内容、教育環境の整備に努めている。

2. 短期大学の使命・目的

短期大学は、「専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」（「短期大学設置基準」）ことが求められる。

平成 20(2008)年 4 月、本学は 45 年にわたる高等教育の歴史を受け継ぎ、建学の精神を堅持しつつ男女共学の大学として新たなスタートを切った。これは、社会全体が男女共同参画型の共生社会に向かって変貌し始めたことに加え、これと同調するかのようになつた地域社会からの共学化の要望に応えたものであつた。産学官の連携が強化され、高校と大学の連携などに行政が積極的に関与し始め、県内の大学によるコンソーシアムが構築され、地域住民の参加する生涯学習の機会が増えた。こうした中、地域に開かれた大学として建学の精神を実現するためには、男女共学化の実施は必然的な流れであつた。この男女共学化によって本学は建学の精神を「女性の育成」から「教養人の育成」としたが、基本理念は変わらず受け継いでいる。

その一方で、短期大学の新たな未来を築くために教育課程の質的転換に取り組み、「専門知識として持つだけでなく、それが実際に社会で役立つための教育」と「社会への適応力や実践力が身につく教養教育」の徹底という目標に向け、「生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」づくりに全学を挙げて努めてきた（「2018 年度事業報告書」）

【資料 F-7】。本学は幼稚園教諭及び保育士養成課程を持つ短期大学として、社会から専門知識・技能と実践力を備えた教育者・保育者を養成することが期待されてきた。近年、保育分野における人材不足の現状からその期待はかつてないほど高まっており、即戦力を備えた人材の確保が幼児教育・保育現場における喫緊の課題になっている。本学では建学の精神と基本理念を踏まえつつ、社会の要請に応え使命を果たすべく、教育内容、教育環境の整備に取り組んでいる。

3. 短期大学の個性・特色等

本学は岐阜県下初の私立短期大学として開学し、55年余の高等教育の実績を有する。この間、3万人を超える卒業生を輩出し、その多くが教育・保育の分野で活躍してきた。伝統に裏打ちされた、地域に貢献する高等教育への信頼により、岐阜県内出身の入学者が9割強を占める。本学は幼児教育学科1学科の単科の短期大学であり、入学から卒業までのきめ細かい支援が担任を中心に、学科の教員や授業担当教員、職員によって行われている。その結果、就職を希望する学生の就職内定率は5年連続で100パーセントとなった。

また、少人数での教育が可能となる環境を生かし、実践力育成を重視した教育課程が本学の特色の一つと言える。多くの授業で実践的内容を含んだ授業を計画・展開し、実際に子どもたちを招いて行う発表の場が年間を通じて設けられているのに加え、学内外での様々なイベントや子育て支援活動への参加の機会が用意され、学生の主体的な参加を促している。

本学では、保育現場で求められる、即戦力となる専門性を持った保育者を養成するため、保育士養成課程カリキュラムにおける選択必修科目を中心に、「子ども医療・心理」「子どもスポーツ」「子ども音楽」「子ども造形」という四つの「学びの柱」を用意している。学生はそれぞれの興味・関心に合わせて授業を選択、学修を深めて自分の得意の分野とすることが可能である。平成30(2018)年度から始まった長期履修制度も、本学の特色の一つである。岐阜県・愛知県の保育系短期大学に多く見られる3年間で2年の課程を修める制度で、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格については原則午前中の授業のみで取得が可能である（実習を除く）。ライフスタイルに合わせて時間を有意義に使い、仕事やアルバイト等と学業の両立が可能となっている。

更に本学では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得以外にも、意欲のある学生を多方面から支援していくために、上級秘書士(メディカル秘書)・こども音楽療育士・ピアヘルパー・レクリエーションインストラクター等の資格を取得することができる。令和2(2020)年度入学生からは「准学校心理士」「認定病児保育スペシャリスト(アカデミック)」資格の導入も決定しており、併設の四年制大学が目指す地域医療への貢献にもつながるものとして期待されている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の沿革は、以下のとおりである。

昭和 36 年 11 月	学校法人神谷学園の設立が認可された。																							
昭和 38 年 1 月	東海女子短期大学の設立が認可され、家政科（入学定員 50 名）が設置された。																							
昭和 39 年 1 月	家政科第 2 部（入学定員 50 名）が増設認可された。																							
昭和 39 年 3 月	家政科第 1 部を被服専修（30 名）、食物専修（20 名）に分離した。食物専修課程が栄養士養成施設として指定された。																							
昭和 40 年 1 月	被服専修を被服課程、食物専修課程を食物専攻課程に名称変更し、家政科第 1 部（入学定員 50 名→80 名）を被服専攻課程（30 名→45 名）、食物専攻課程（20 名→35 名）とする定員増が認可された。																							
昭和 41 年 1 月	初等教育科の設置が認可された。 被服専攻課程（45 名→50 名）、食物専攻栄養課程（35 名→130 名 栄養士 100 名・食物 30 名）の定員増が認可された。																							
昭和 41 年 3 月	英文科第 1 部・第 2 部が中学校教諭 2 級普通免許状、初等教育科は小学校及び幼稚園教諭 2 級普通免許状取得課程として認定された。初等教育科が保母養成学校に認定された。																							
昭和 42 年 12 月	学科・専攻課程名及び学生定員を昭和 43 年 4 月 1 日より次のように変更許可された。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>旧専攻課程名</th> <th>新専攻課程名</th> <th>旧定員</th> <th>新定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家政科第 1 部</td> <td>被服課程</td> <td>被服専攻</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>栄養士課程</td> <td>食物栄養専攻</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>食物課程</td> <td>家政専攻</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>初等教育科</td> <td></td> <td></td> <td>80</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>	学科	旧専攻課程名	新専攻課程名	旧定員	新定員	家政科第 1 部	被服課程	被服専攻	70	70	栄養士課程	食物栄養専攻	100	100	食物課程	家政専攻	30	30	初等教育科			80	130
学科	旧専攻課程名	新専攻課程名	旧定員	新定員																				
家政科第 1 部	被服課程	被服専攻	70	70																				
	栄養士課程	食物栄養専攻	100	100																				
	食物課程	家政専攻	30	30																				
初等教育科			80	130																				
昭和 43 年 7 月	家政科第 1 部・第 2 部、英文科第 1 部・第 2 部及び初等教育科が司書教諭資格取得課程として認可された。																							
昭和 44 年 9 月	家政専攻を生活デザイン専攻への名称変更が認可された。																							
昭和 47 年 3 月	東海女子短期大学附属東海第一幼稚園の設立が認可された。																							
昭和 48 年 1 月	初等教育科の児童教育学科への名称変更及び初等教育専攻（100 名）、幼児教育専攻（50 名）とする専攻分離、定員増が認可された。																							
昭和 49 年 1 月	初等教育専攻が小学校教諭 2 級・幼稚園教諭 2 級の各普通免許状、幼児教育専攻が幼稚園教諭 2 級普通免許状取得課程として認可された。																							
昭和 50 年 4 月	海外語学研修校として東海女子短期大学ケンブリッジ校を開設した。																							
昭和 51 年 3 月	英文科第 2 部の廃止が認可された。																							
昭和 53 年 2 月	東海女子短期大学附属東海第二幼稚園の設立が認可された。																							

東海学院大学短期大学部

昭和 54 年 8 月	米国ニューヨーク州立ファッション工科大学（FASHION INSTITUTE OF TECHNOLOGY,U.S.A.）と姉妹大学の盟約を締結した。																		
昭和 59 年 12 月	家政学科第 2 部の廃止が認可された。																		
平成 2 年 12 月	幼児教育専攻（50名→100名）の定員増が認可された。																		
平成 6 年 5 月	東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館が竣工した。																		
平成 11 年 11 月	家政学科被服専攻を平成12年4月1日より生活学科衣生活専攻に名称変更することが許可された。																		
平成 11 年 12 月	<p>学科・専攻課程名及び学生定員を平成12年4月1日より次のように変更許可された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>専攻課程</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活学科</td> <td>衣生活専攻</td> <td>60</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>住生活専攻</td> <td>40</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>食物栄養専攻</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活デザイン専攻は、平成12年4月1日募集停止。</p>	学科	専攻課程	入学定員	収容定員	生活学科	衣生活専攻	60	120	住生活専攻	40	80	食物栄養専攻	100	200				
学科	専攻課程	入学定員	収容定員																
生活学科	衣生活専攻	60	120																
	住生活専攻	40	80																
	食物栄養専攻	100	200																
平成 11 年 12 月	生活科学専攻科が入学定員30名、修業年限1年、平成12年4月1日に開設認可された。																		
平成 11 年 12 月	<p>期間を付した入学定員を次のように変更認可された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生活学科</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住生活専攻</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食物栄養専攻</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更年次 第1年次 変更時期 平成12年4月1日</p>	生活学科	12	13	14	15	16年度	住生活専攻	20	16	10	5	0	食物栄養専攻	28	20	14	7	0
生活学科	12	13	14	15	16年度														
住生活専攻	20	16	10	5	0														
食物栄養専攻	28	20	14	7	0														
平成 12 年 12 月	<p>人間福祉学科、入学定員80名、平成13年4月1日に開設認可された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>専攻</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英文学科</td> <td></td> <td>90</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>児童教育学科</td> <td>初等教育専攻</td> <td>80</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更年次 第1年次 変更時期 平成13年4月1日</p>	学科	専攻	入学定員	収容定員	英文学科		90	180	児童教育学科	初等教育専攻	80	160						
学科	専攻	入学定員	収容定員																
英文学科		90	180																
児童教育学科	初等教育専攻	80	160																
平成 13 年 2 月	英文学科を平成13年4月1日よりコミュニケーション学科に名称変更することが許可された。																		
平成 13 年 2 月	人間福祉学科が介護福祉士養成施設に指定された。																		
平成 14 年 4 月	生活学科衣生活専攻・住生活専攻を募集停止した。生活学科食物栄養専攻を食物栄養学科に名称変更し、生活学科の臨定を廃止した。																		
平成 14 年 12 月	専攻科福祉専攻、入学定員30名、修業年限1年、平成15年4月1日開設認可された。																		
平成 15 年 3 月	生活科学専攻科を廃止した。																		
平成 15 年 3 月	専攻科福祉専攻が介護福祉士養成施設に指定された。																		

東海学院大学短期大学部

平成 16 年 1 月	食物栄養学科、コミュニケーション学科、児童教育学科初等教育専攻の入学定員を平成16年4月より次のように変更することが許可された。 食物栄養学科 100 → 80 コミュニケーション学科 90 → 70 児童教育学科 初等教育専攻 80 → 50
平成 16 年 11 月	7号館5階に保育実習室「あそびの森」が竣工した。
平成 17 年 10 月	学校教育法の改正により、短期大学卒業生に対して「短期大学士」の学位が与えられることになった。
平成 18 年 4 月	人間福祉学科を介護福祉学科に名称変更した。
平成 20 年 4 月	食物栄養学科・コミュニケーション学科・介護福祉学科を募集停止した。
平成 20 年 4 月	校名を東海学院大学短期大学部に変更、共学とした。
平成 20 年 12 月	郡上高等学校と高大連携協定を締結した。
平成 21 年 1 月	各務原市教育委員会及び各務原市健康福祉部と連携協定に関する協定を結んだ。
平成 21 年 3 月	財団法人短期大学基準協会における第三者評価の結果、短期大学として適格と認定された。
平成 21 年 5 月	富田高等学校と高大連携協定を締結した。
平成 21 年 6 月	岐阜農林高等学校と高大連携協定を締結した。 岐阜市立女子短期大学と学術交流協定を締結した。
平成 22 年 4 月	専攻科福祉専攻を廃止した。
平成 23 年 3 月	平成22年度財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会、講習・試験免除適応コースが承認された。（ジュニアスポーツ教育専攻）
平成 23 年 4 月	児童教育学科初等教育専攻を募集停止し、ジュニアスポーツ教育専攻（入学定員50名）を設置した。
平成 23 年 10 月	附属図書館に「東海えほんの森」が竣工した。
平成 23 年 11 月	岐阜各務野高等学校と高大連携協定を締結した。
平成 26 年 4 月	児童教育学科を募集停止し、幼児教育学科（入学定員150名）を設置した。
平成 27 年 4 月	岐阜新聞社と包括的な連携・協力に関する協定を締結した。
平成 28 年 3 月	公益財団法人日本高等教育評価機構における短期大学機関別認証評価の結果、短期大学評価基準に適合していると認定された。
平成 30 年 4 月	3年LaLa長期履修制度を開設した。
平成 31 年 1 月	幼児教育学科の入学定員を平成31年4月より変更することが許可された（150名→100名）。

2. 本学の現況

- ・ 短期大学名 東海学院大学短期大学部
- ・ 所在地 岐阜県各務原市那加桐野町 2 丁目 43 番地
- ・ 学科構成 幼児教育学科
- ・ 学生数、教員数、職員数

【学科の学生数】

学科名	収容定員数	入学者数	在学者数
幼児教育学科	250	45	102

【教員数】

学科名	専任教員数
幼児教育学科	13

* 授業を担当しない教員及び助手を除く

【職員数】

職種	職員数
正職員	6
その他	3
(合計)	9

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

昭和 36(1961)年に「女子の専門資格の取得及び経済的自立と国際感覚の涵養」を使命として初代理事長神谷一三と初代学長の神谷みゑ子両氏により学校法人神谷学園の設立が認可されると、昭和 38(1963)年に、家政科で構成される東海女子短期大学が開学した。この東海女子短期大学の建学の精神は、「広く国際的な視野に立つ社会性、創造性と行動力豊かな女性の育成」であった。両氏は、戦後の復興期にあつて女性が自立という状態からほど遠い存在であるのを見て、女性であっても専門・技術を持てば男性と同じように経済力を持つことができると信じ、また、服飾学研究のために欧州 8 ヶ国歴訪の際、ヨーロッパの女性が自立して社会でいきいきと活躍している姿を目の当たりにして、日本人女性も自立心と国際感覚を持つべきことを痛感し、こうした理念を打ち立てたのである。

東海学院大学短期大学部では、「東海学院大学短期大学部学則」第 3 条【資料 1-1-1】で、「国際的な視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を謳っている。この「建学の精神」に基づき、「国際性」、「社会性」、「創造性」、「行動力」を兼ね備えた有為な人材の育成を理念に揚げ、幅広い教養と豊かな人間性を育む全人教育を実践し、社会に貢献できる人材の育成を目指している。また教育課程においては、本学が開学以来堅持している特長の一つである「少人数教育」のもと、一人ひとりの学生を大切に、温かいまなざしをもって丁寧に教え育むことを使命としている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授けるとともに、職業教育に重点を置く高等教育を施し、「東海学院大学短期大学部学則」第 1 条に「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人を育成する」【資料 1-1-1】と示す建学の精神に基づき、幼児教育学科 1 学科を設置し、高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成している。近年、社会のグローバル化や高等教育のユニバーサル化が進み、社会からは即戦力となる人材が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになってきている。

また、産官学の連携が強化され、高校と大学との連携が進められているほか、県内でも大学間でコンソーシアムが構築され、地域住民参加型の生涯学習の場も増えている中、本学でも地域に開かれた大学として、建学の精神に立脚した教育目的の達成に努めている。このような現況に鑑み、本学では建学の精神をもとに、幼児教育学科の人材養成及び教育研究上の目的を、「東海学院大学短期大学部学則」第4条【資料 1-1-1】に「幼児教育学科は、乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達について専門的知識と技能を有し、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く社会の変化に主体的に対応できる実践力をもった人材の養成を目的とする。」と具体的に簡潔な文章で定め、教育内容と教育環境の整備に努めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

岐阜県下初の私立短期大学として開学し、55年余の高等教育の実績を有する本学は、教育・保育の分野で活躍する多くの卒業生を輩出してきた。幼児教育学科1学科の単科の短期大学として、少人数教育による実践力の育成、担任を中心としたきめ細かい支援、高い就職内定率、専門性を持った保育者を養成するための四つの「学びの柱」（「子ども医療・心理」、「子どもスポーツ」、「子ども音楽」、「子ども造形」）、長期履修制度、幼保以外のプラスアルファの資格の豊富さ等、その特色と個性については、本学ホームページ【資料 1-1-2】、大学案内【資料 1-1-3】、『履修のてびき』【資料 1-1-4】等に明示し、入試説明会【資料 1-1-5】、オープンキャンパス【資料 1-1-6】等の様々な機会・方法により学内外に広報している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、少子化や四年制大学への進学志向の増加などによる短期大学の外部環境の変化に対応するため、平成 19(2007)年、それまで設置していた4学科（食物栄養学科、コミュニケーション学科、児童教育学科、介護福祉学科）のうち、食物栄養学科と介護福祉学科の2学科を四年制に改組、コミュニケーション学科を募集停止した。平成 20(2008)年度には男女共学化して名称も東海学院大学短期大学部と改称し、新たに児童教育学科1学科と福祉専攻科1専攻科の体制となったが、競合学科の増加と急激な少子化に伴い、平成 22(2010)年には専攻科が廃止され、児童教育学科1学科となった。平成 25(2013)年には児童教育学科の募集停止とともに新学科の申請が認可され、保育士養成課程における養成者数の100名から150名への増加とともに、平成 26(2014)年度、建学の精神を根幹としながら、専門知識・技術の修得及び社会的な要求に即した教養や創造性を備えた人材の養成を学科の教育目的とする「幼児教育学科」1学科設置での体制が始まった。その後、入学者数の減少と社会情勢に鑑み、平成 30(2018)年度から長期履修制度を利用した3年間での履修を可能とし、平成 31(2019)年度には入学定員100名への見直しを実施した。

本学では、建学の精神に基づく教育の使命・教育目的を開学以来一貫して堅持しているが、学内外の環境の変化に対応するための教育の使命・目的及び教育目標、三つのポリシーの点検は毎年実施しており、学科会【資料 1-1-7】・教務委員会【資料 1-1-8】・教育研究開発センターでの議論を経て、役職者会議【資料 1-1-9】及び教授会【資料 1-1-10】

で審議・承認され、見直し等がなされている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的及び教育目的について、創立者の建学の精神に基づいて具体的かつ明確に表現して伝えることに努めている。社会のグローバル化は多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新は人間生活そのものを変化させつつある。こうした社会的変化の中で、今後も創立当時の建学の精神を保持しながら、教育の新たなあり方を模索していく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】 東海学院大学短期大学部学則 第 1 条 第 4 条

【資料 1-1-2】 東海学院大学短期大学部ホームページ

【資料 1-1-3】 東海学院大学短期大学部 幼児教育学科 STORY BOOK

【資料 1-1-4】 2019 年度東海学院大学短期大学部 履修のてびき

【資料 1-1-5】 入試説明会資料

【資料 1-1-6】 オープンキャンパス案内

【資料 1-1-7】 学科会議事録

【資料 1-1-8】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程

【資料 1-1-9】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 1-1-10】 東海学院大学短期大学部教授会規程

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の継承と浸透を図るため、建学の精神に基づく教育の使命・目的及び学科の教育目標の点検は毎年実施しており、学科会と教務委員会での議論を経て、役職者会議及び教授会で審議・承認されている。また、こういった毎年度の教育研究活動等の状況に関しては、学長や教職員を通じて理事会及び評議員会で報告がなされ、役員の次年度以降の策定に反映されている。

毎年 4 月に開催される教職員の懇親会である「東林会」【資料 1-2-1】では、理事長より建学の精神に基づいた当該年度の教育目標や事業目的等の説明が行われ、本学の教育の使命・目的についての理解と支持を得ている。

新任教職員に対しては、採用後のオリエンテーションにおいて建学の精神や教育目的等について説明を行い、その浸透と啓発に努めている。

学則をはじめとする規程等の新設や改定については、関係委員会や各部署で議論された上で役職者会議において審議され、教授会で審議・承認されることとなっている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、『学生便覧』【資料 1-2-2】・大学ホームページ【資料 1-2-3】等に掲載し周知を図っている。

新入生には、入学式とその後の新入生オリエンテーションにおける各種ガイダンス、その際に使用する『履修のてびき』【資料 1-2-4】などで本学の教育の使命・目的について解説を行っている。また、教養教育科目「基礎ゼミナール」【資料 1-2-5】で行われる入学式直後の講義においても、本学の使命・教育目的等の浸透に努めている。

在学生には、新年度のガイダンスを通じて再度使命や教育目的について確認している。また、教育後援会等の活動や通信を通じて在学生保護者・卒業生に、大学案内や大学説明会、実習連絡会等を通じて高校生やその保護者、高等学校教員、幼稚園・保育所等への周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

急激な少子化による志願者の減少等に対処するための平成 19(2007)年度の改組転換、平成 20(2008)年度の共学化、大学名称変更という大きな節目を経て、安定的な成長を目指したのも束の間、名古屋圏への志願者流出や地域経済の衰退、近隣大学との競合などの様々の要因により、短期大学部の志願者数の減少は加速化していった。このような中で、平成 23(2011)、平成 28(2016)年度に 5ヶ年の「経営改善計画」を策定して、短期大学部の抜本的な改革に着手している。【資料 1-2-6】これらの計画では、50年前の昭和 38(1963)年に、建学の精神に基づき開学した当時の先駆者の使命感に立ち返るとともに、平成 24(2012)年に中央教育審議会及び文部科学省により推進された「大学教育の質的転換」の実行プランを忠実に受け止め、大学の使命・目的や学科の教育目的を三つのポリシーへ反映させるための大学の様々な課題に真摯に取り組んできた。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

「三つのポリシー」については、平成 29(2017)年度に教育研究開発センターが主導し、「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」を踏まえて平成 30(2018)年度に向けての全面的な改定を行った。「三つのポリシー」は幼稚園教諭並びに保育士養成施設としての本学の特色を具体的に反映したものであり、『学生便覧』『履修のてびき』及び大学ホームページに明示している。不断に大学入学者選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学修支援、学修成果、社会との接続などに関して、ポリシーに照らした取組の適切性の自己点検・評価を行っている。

ア アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーについては、『学生便覧』に加え「入学試験要項」【資料 1-2-7】等に幼児教育学科として次のような知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求めると明示している。

- 1) 保育者としての学修に必要な基礎学力を有し、保育が子どもの「生きる力の基礎」を育むものであることを理解することができる人。

- 2) 現代社会が抱える問題に問題意識を持ち、子どもに寄り添ってその成長・発達を援助するために必要な学修を積極的に行う意欲をもつことができる人。
- 3) 多様な文化や価値観の違いを理解し、自他を尊重する意識を持ちながら、他者と主体的にコミュニケーションをとり、協働することができる人。

イ カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために「教養教育科目、専門教育科目及び自由科目を体系的に編成し、講義、演習、実習及び実技を適切に組み合わせた授業科目を開講する。」とし、「教育内容、教育方法、学修成果の評価」の方針を以下のように定めている。

(ア) 教育内容

本学科では、幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得が可能である。

- 1) 教養教育科目は、建学の精神である「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」のために幅広い教養の涵養かつ専門教育への導入と位置付ける。
- 2) 専門教育科目は、「教育職員免許法施行規則」及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に定められている科目を配置し、それに加えて、各自の専門性を身につけ実践力を育成するための学科独自の科目を配置する。
- 3) 自由科目は、専門教育科目には含まれない内容を盛り込み、学生の主体的・自立的な学びを期待している。また、幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外の資格を取得するために必要な科目群である。
- 4) 卒業後の進路や興味・関心のある内容ごとの履修モデルを提示することによって、学修の道筋を示す。

(イ) 教育方法

実践力養成のための授業科目を充実し、学生の主体的・能動的な学びを促している。また、オフィスアワー等による学習支援と、キャリア形成プログラム等による実体験を通じた学びの機会を提供している。

(ウ) 学修成果の評価

各科目の評価基準はシラバスに示し、それに沿って評価を行う。また、GPA 制度を導入し、自身の学習成果の推移を明確に把握できるようにする。

ウ ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーについては、「所定の課程を修め、卒業に必要な条件を満たした上で次のような目標を達成した者に学位「短期大学士（教育学）」を授与する」と明示している。目標とは、以下の三つである。

- 1) 乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達を支援する専門的知識・技能を習得し、教育及び保育の現場で実践することができる。
- 2) 子どもに関わる課題に多方面から主体的に向き合い、他者と協働しながら子どもの心に寄り添ってその成長・発達を援助し、課題の解決に取り組むことができる。

- 3) 教育及び保育の現場で主体的に活躍し、社会と連携しながら地域で子どもを育てる活動にかかわる意欲をもつことができる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は使命・目的及び教育目的を達成するため、幼児教育学科 1 学科を設置している。図 1-1 に本学の教育研究組織の相関図を示す。学科においては、効果的で機能的な教育を行える適正な教員数を確保し、クラス担任制をとって細やかな教育指導や支援を行いながら教育目的の実現にあたっている。

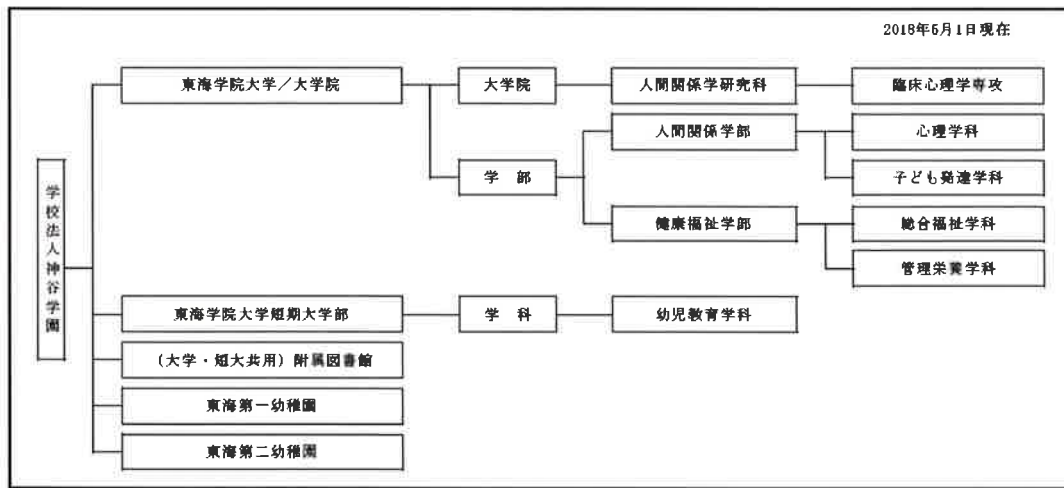


図 1-2-1 東海学院大学短期大学部教学組織と教育指導に係る組織及び両組織の関連図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目標は関係法令に適合するとともに、学内の諸規程も整備され運用されている。今後も使命・目的及び教育目標の明示と「三つのポリシー」への反映等の条件を確保しながら、社会情勢や学内外の変化を踏まえ、随時必要に応じて見直し等を実施していく。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 1-2-1】 東林会規則
- 【資料 1-2-2】 2019 年度 東海学院大学短期大学部学生便覧
- 【資料 1-2-3】 ホームページ 教育理念と学部学科の教育方針
- 【資料 1-2-4】 2019 年度 東海学院大学短期大学部 履修のてびき p3-4
- 【資料 1-2-5】 シバラス「基礎ゼミナール」
- 【資料 1-2-6】 平成 28 年度学校法人神谷学園経営改善計画
- 【資料 1-2-7】 2020 年度東海学院大学短期大学部入試要項 p8-9

【基準1の自己評価】

本学は開学以来一貫して、建学の精神や教育理念に基づき、教育・研究体制の整備に努めてきた。平成23(2011)年からの経営改善計画の推進とともに「教育の質的向上」のために多くの課題を洗い出して改善に努め、学科の教育目的と「三つのポリシー」を明確に規定し、『学生便覧』・大学ホームページなどを通じて公表、周知を図っている。また、社会情勢や外部環境が刻々と変化する中で、志願者のニーズを的確につかみ、法令適合性や個性・特色の明示といった条件を確保しながら、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目的の見直しを実施している。

したがって、基準項目「1-1 使命・目的及び教育目的の設定」、基準項目「1-2 使命・目的及び教育目的の反映」の基準を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の学部・学科のアドミッション・ポリシーについては、「2020 年度入学試験要項」【資料 2-1-1】及び本学ホームページにおける「アドミッション・ポリシー」【資料 2-1-2】で明示し、学外への周知を図っている。

本学は東海学院大学短期大学部の建学の精神である「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を理解し、特に自分の能力を活かして積極的に学ぶ意欲と強い意志で成長を目指す者の受け入れを歓迎している。基準 1-2 でも記述したように、入学者受入方針については、以下のとおりである。

【東海学院大学短期大学部が求める人物像】

- 1) 保育者としての学修に必要な基礎学力を有し、保育が子どもの「生きる力の基礎」を育むものであることを理解することができる人。
- 2) 現代社会が抱える課題に問題意識を持ち、子どもに寄り添ってその成長・発達を援助するために必要な学修を積極的に行う意欲を持つことができる人。
- 3) 多様な文化や価値観の違いを理解し、自他を尊重する意識を持ちながら、他者と主体的にコミュニケーションをとり、協働することができる人。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学が自らの理念や専門性に基づいて、より「優秀な学生を選抜する」という目標を掲げることは変わることはないにしても、これまで選抜中心に考えてきた入試体制を今後高等学校と大学の接続という教育中心のシステムに転換していくことが重要となってきた。学生の受け入れにあたっては、学科の理念・目的・専門性に応じた学生の受け入れ方針を定め、個々の選抜単位と大学の責任ある連携と協力の下に、効率よく丁寧で、しかも公正な入学試験を実施している。

また、試験問題の作成、採点、合否判定についてはアドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで実施している。

平成 30(2019)年度の入学者選抜方法は、13 方式（指定校推薦入試、公募制推薦入試、専門学科・総合学科推薦入試、スポーツ推薦入試、選抜推薦入試、ファミリー入試、AO 入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試、帰国生徒入試、再入学試験）を併用している。学生募集数に比べ方式の数が比較的多いのは、本学

の特殊性に鑑み、様々な才能と経験を持った学生に対し門戸を開放しようという方針を具現化したものである【資料 2-1-1】。

これらの選抜方式は単に多様な方式というだけでなく、各方式において独自の選抜基準を設け、それに沿った形で多様な可能性を持った学生を集めるという方針を実現している。以下に主な方式の選抜基準について述べる。

入試の運営体制は、教職員で組織する学生募集・入学試験委員会の下、入学試験専門部会【資料 2-1-3】が方針を起案し、教授会で承認を受け、これを入学試験専門部会の教職員が中心となり実施をしている。入学試験専門部会の委員は各学科より選出された教職員が中心で、職員は入試広報部長及び入学試験課職員で構成されている。

合否判定は募集要項に明示してある得点配分に従って機械的に計算し成績順に並べ、上位から合格を出す。判定については、教授会において学長・学科長等で構成される入学者選抜合否判定委員会【資料 2-1-4】に委任されており、判定会議において、過去の入学手続率を勘案しながら合格ラインを設定し、合格者案を作成する。学長に合格者案（合否判定に不要な情報を削除したもの）を提出し承認を得た後、合格発表をし、役職者会議、教授会へ事後報告している。

- 1) 指定校推薦入試は、調査書審査と面接による選抜方式である。評定平均値は本学で定める一定水準を超えていることが前提条件となる。面接は個別に 10 分程度行う。指定校推薦入試では当該高校（中等教育学校）の入学難易度と特徴を勘案して出願要件を定めている。なお、指定校選定にあたっては、過去の受験実績と地域性を重視して行っている。
- 2) 公募制推薦入試は、本学の教育方針を理解した学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課している。
- 3) 専門学科・総合学科推薦入試は、本学の取得可能資格の特殊性から、農業高校、工業高校等の出身者を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課すほか、高校での取得資格を審査している。
- 4) スポーツ推薦入試は、本学の開学以来の「社会への有用性にあふれる視野の広い人材」を輩出するという歴史より、スポーツを通じて多様な分野で活躍できる学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課すほか、高校でのスポーツ戦績を審査している。
- 5) 選抜推薦入試は学力優秀で、将来の目標も明確に持っているが、諸般の事情により進学先が決定しなかった生徒を対象に行う入試制度で、本学の特色と入学後の学習を理解し、積極的に学ぶ意欲を持つ学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課している。
- 6) ファミリー入試は本学の卒業生の子女、卒業生・在学生の兄弟姉妹を対象とした入試であり、本学の教育方針をより深く理解している学生を選抜するため設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課している。

- 7) AO入試は、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧なディスカッション等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲・目的意識等を総合的に判定する入試方法である。本学のAO入試では、入学志願者自らの意志で出願できる公募制とし、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、アドミッション・ポリシーに照らし合わせて選抜を行っている。合否判定にあたっては、入学志願者の能力・適性・意欲・関心等を多面的、総合的に評価し、自己紹介書審査と面接を課している。
- 8) 一般入試は、独自に筆記試験を行って選抜する方式である。地方会場（浜松・金沢・名古屋・松本・沖縄）も選択して受験できるように設定し、受験生の利便性を考慮した入試運営を行っている。
- 9) センター試験利用入試は、高校までの教育で期待される一般的な基礎学力レベルをもとに選抜する方式である。センター試験の受験科目から高得点の二科目を選択し、得点の合計をもとに判定を行っている。
- 10) 社会人入試、帰国生徒入試は、高校卒の新生だけでなく幅広い層の受験生を募集し、相互啓発を目的として実施している。
- 11) 外国人留学生入試は、学生生活課国際交流担当職員と協力し、出願資格の確認と入学後のミスマッチを防ぐよう事前面談を実施することとしている。合否判定においては、入学志願者のこれまでの経験から「実社会で活躍したい」という志が具体的にある者を求め、発想力・実践力・対人力を個別面接の中で評価するとともに本学の授業に対応できる日本語能力のチェックも行っている。
- 12) 再入学試験は心ならずも本学を退学せざるを得なかった学生に再び勉学の機会を提供することを目的として実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去5年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、表2-1-2のとおりである。令和元(2019)年5月1日現在の収容定員は、250名、在籍者数は102名であり、在籍者の比率は0.41倍である。また、平成31(2019)年度より入学定員を150名から100名へ削減したことから入学定員は100名となっており、平成31(2019)年度の志願者は47名、入学者数は45名であり、定員に対する入学者の比率は0.45倍である。

以上のとおり、入学者数は令和元(2019)年5月1日現在で学部としては入学者数、在籍者数とも定員を下回っている。数値で示されるように、平成25(2013)年度以降、学科の学生確保が困難な状況が続いている。基準1-2-③で述べているように、本学の学科が入学定員を満たすことの出来ない要因として、平成25(2013)年、明確な使命・目的及び教育目的に基づく教育課程を備えた幼児教育学科として新たにスタートしたが、本学の学科としての個性・特色がまだ十分周知されていないことが挙げられる。

18歳人口の減少、大学の二極化が進む中、本学の入学者選抜試験では優秀な学生、能力に優れた学生を獲得するため、毎年入試広報部で入試データを詳細に分析しており、その結果に基づいて役職者会議・教授会と学生募集・入学試験委員会で詳しく議論した上で、入試方法・内容の改善を行っており、複数の入学者選抜方法の位置づけ等の適切性を保つという目標を達成するための努力を重ねている。キャンパスの立地が岐阜県内

でも岐阜市内東端に近い各務原市であることから、東海地区にある競合校と比較すると、岐阜県下の受験生を集めきれていないという問題点がある。地元志向の大学であるが、岐阜県は大学生の県外流出が多い県でもあることから、近県を中心としながらも遠方の養成校の少ない地域に向けて各種多様の免許や資格の取得が可能であることを周知するため、ホームページの充実、高校訪問や各種進学セミナーへの参加、指定校推薦対象校の拡充などを進めている。

表 2-1-2 過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

学部	学科	区分	年度					平均
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
短期 大学部	幼児 教育	入学定員(人)	150	150	150	150	100	
		入学者(人)	69	56	39	56	45	53.0
		充足率(%)	46.0	37.3	26.0	37.3	45.0	37.9

表 2-1-3 令和元(2019)年度大学説明会及びオープンキャンパス開催日

[大学説明会]

地区	月日	時間
岐阜地区	6月11日(火)	15:00
飛騨地区	6月18日(火)	~16:30

[オープンキャンパス]

月日	時間
5月18日(土)	10:00 ~15:00
6月22日(土)	
7月20日(土)	
8月3日(土)	
8月4日(日)	
9月14日(土)	

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

2-1-③で述べたように、18歳人口の減少に伴い、入学定員確保が難しくなることが予想される状況の中で、入学志願者の動向を分析しながら入学定員の充足を図らなければならないが、本学科における学生募集の改善・向上策は、以下の2点である。一つには、選抜試験のより多様化、本学独自の奨学生制度の充実化、入学試験科目や日程などの見直しなどの入学選抜制度の整備である。また、学科及び入学試験委員会と入学試験課との連携のさらなる強化により、大学説明会の開催、オープンキャンパスでの学科案内などを通じて、本学科の周知の徹底化を図っていく。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-1】 2020年度入学試験要項 p8

【資料 2-1-2】 大学ホームページ 「アドミッション・ポリシー」

【資料 2-1-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程

【資料 2-1-4】 東海学院大学短期大学部入学者選抜可否判定委員会規程

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の建学の精神・目的に示す人材を育成するため、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制を図 2-2-1 に示すように整えている。学修支援体制を構成する各組織は、すべての教員及び職員がそれぞれの資質を活かすことができるよう配属されており、教員と職員の協働は各組織内、各組織間、支援体制内、支援体制間で取り組まれている。

また本学はクラス担任制により、学生の学修をはじめ学生生活全般にわたる相談にクラス担任教員が応じている。そのため、学生は何らかの支援が必要と感じた場合、まずクラス担任教員に相談することとなっている。加えて、学生が気軽に何でも相談できる環境に向けて学生生活課職員が相談に応じていることも啓発している。その他、学生が支援内容によって保健室での相談や教務課への直接問い合わせなどの対応をし、ワンストップで学修支援ができるよう教員と職員等が協働している。

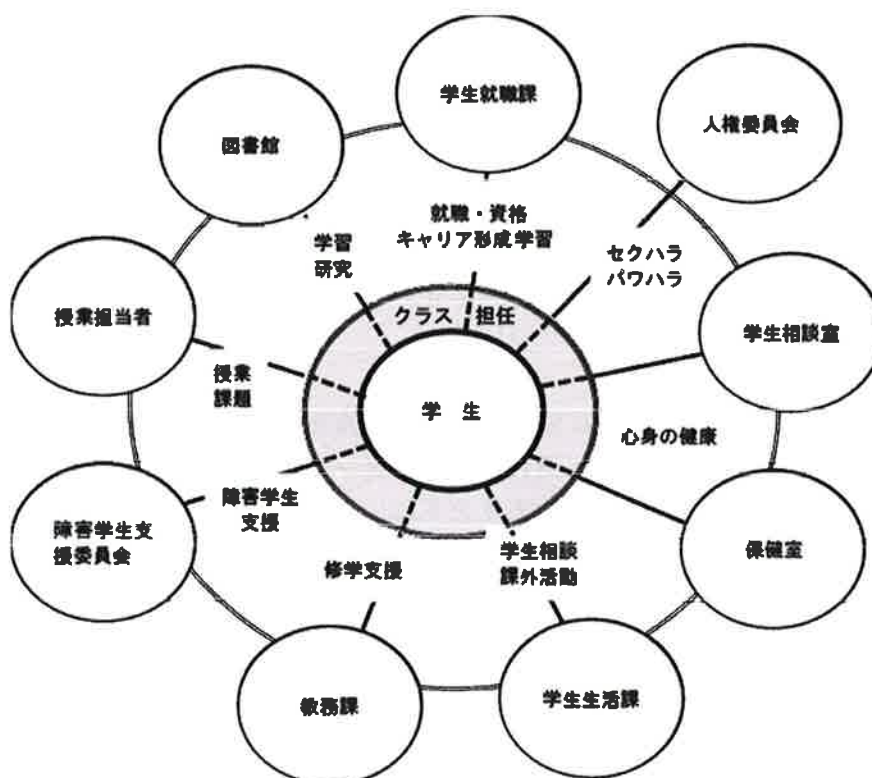


図 2-2-1 学修支援体制

ア 運営体制と学修支援

本学における学修支援は、上述のことを踏まえ、学生支援センター【資料 2-2-1】を設置して行っている。学生支援センターは併設四年制大学を含む全学部・学科、学生生活委員会【資料 2-2-2】、学生就職委員会【資料 2-2-3】、障害学生支援委員会【資料 2-2-4】、人権委員会【資料 2-2-5】、教学部等によって構成されており、各組織は関係事務局職員が構成員として参加し、それぞれの組織が学修支援を実施するとともに、実施にあたっては、教員と職員が連携協働している。また必要な事項については、役職者会、教授会において審議し、学長決定する。さらに、審議内容によっては、評議員会、理事会事項として決定される。

学修に係る緊急事態には、本学園危機管理規則【資料 2-2-6】及び防災管理規則【資料 2-2-7】により火災、災害、天候による非常事態への対応と一斉周知を教員と職員が連携協働していく仕組みとなっており、学生の安全確保を第一に考えた支援を行っている。

イ 入学前教育

本学のアドミッション・ポリシーに適した基礎学力強化のために、入学前の学修支援の一つとしての入学前教育に、教育研究開発センター【資料 2-2-8】が教務委員会と学生募集・入学試験委員会と連携して取り組んでいる。入学前教育は、本学への入学が早期に確定した入学者に対して、入学までの学修習慣の継続や基礎学力の向上を目的に各学科が学修内容を設定し、実施している。2019 年度入学者の入学前教育については、Web 学修、課題学習から構成された受講コースを設定し、大学への学びがスムーズにつながるよう学修支援をしている【資料 2-2-9】。さらに、4 月からの学生生活をイメージして、大学での学修をスムーズにスタートできるよう毎年 3 月末に入学前セミナーを実施している【資料 2-2-10】。参加学生は、「入学への不安がとれた」、「友達ができた」、「学校の雰囲気が分かった」、「資格へのイメージがはっきりした」などの感想を持つことができ、充実した成果を収めている【資料 2-2-11】。

ウ 学修に関するガイダンス

本学では、学生が学修を円滑に進めるための学修支援として、教員と職員が連携して学年ごとに前期及び後期開始前にそれぞれガイダンス【資料 2-2-12】を実施し、学生生活や履修方法等について周知徹底するとともに、学生が自身の学生生活や学修内容について見通しをもって取り組めるようにしている。また、1 年次に履修カルテ「保育者へのあしあと」を配布し、進路にあった履修計画を立てている。各学期終了時には科目ごとに反省を記入し、次学期へつなげていけるようにしている。

新生生に対しては、入学式の当日から 4 日間の日程で新生生ガイダンスを実施している。ガイダンスの内容は、「履修について」、「授業について」、「試験について」、「単位について」、「成績(GPA)について」、「卒業要件・進級要件について」、「資格取得について」、「奨学金制度について」を中心として説明を行っている。さらに、大学生活を始める新生生が適切に学修に取り組めるように、学生生活における諸注意事項やそれぞれの相談の仕方などについても説明している。また、後期が開始される前にも同様のガイダンス

を行い、適切な学生生活を指導しながら学修支援を行っている。

2年次以降においても、前期及び後期が開始される前に各年次の履修科目の特性や履修状況の自己管理、資格取得に向けた学修計画、適切な学生生活に関してガイダンスを行い、個々の学生の状況に応じたクラス担任教員による指導につなげている。

エ クラス担任制

クラス担任制は、学生が安心して学習に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、各教員が学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じ、適切な指導・助言を与えることを目的としている。クラス担任教員は、学生生活に関する事項、修学に関する事項、学籍に関する事項、その他の相談事項を扱う。

クラス担任制は、併設四年制大学を含む全ての学部学科を通じた全学的な制度であり、クラス担任教員は各学科から選出され、原則として持ち上がりとしている【資料 2-2-13】。

オ 学習支援プログラム

本学では、学習支援対策として「オフィスアワー」【資料 2-2-14】、「公務員試験等対策プログラム」【資料 2-2-15】、「キャリア形成プログラム」【資料 2-2-16】、「学習強化プログラム」【資料 2-2-17】などの制度を設けている。オフィスアワーは、全教員が全学生を対象として本学ホームページで相談可能な時間帯を学生に周知するとともに、各教員の担当科目、メールアドレスを掲示している。これにより、学生が教員にアポイントをとることなく個別相談ができる体制をとるとともに、メールによる相談に随時応じられるようにしている。また、「公務員試験等対策プログラム」では、公務員試験対策などについて各教員から学修支援を受けられる。平成 30(2018)年度には西キャンパス 5 号館 2 階に公務員試験対策講座学習室を設置した。「キャリア形成プログラム」は、社会で活躍するために実践力を身につけることを目的とするもので、学科において各種ボランティア等のプログラムを開設している。「学習強化プログラム」は、平成 28(2016)年度前期より「学習強化週間プログラム」として、学生が履修する一つ一つの科目の学習の積み上げが資格取得や短期大学士としての学力を養うことに必須であることから、科目ごとの学習支援を行うことを目的として導入され、平成 29(2017)年度に現在の名称に変更した。学科の到達目標に達していない者に対して学習時間の確保を行い、再試験受験者の知識向上を目的として取り組んでいる。

カ 休学者・退学者への対応

本学では、休学者・退学者への対応には教員と職員が一体となって取り組んでいる。学生には、休学・退学に関する相談はクラス担任教員に相談するよう指導している。クラス担任教員は「修学、友人関係、健康、経済的側面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者」と規定されている。クラス担任制によって教員と学生との円滑なコミュニケーションがとれ、学生個々の状況に応じて担任教員からきめ細かい指導を受けている状況を踏まえて事務局関係職員が連携し、学生にとって最善の利益となる対応策を提案している。さらには必要に応じて保護者との連絡、懇談というように、階層的なサポート体制をとっている。

中途退学者に関しては表 2-2-1 に示すとおり、全在籍者数に対する退学者率は減少傾向にある。教務委員会を中心として中途退学の原因についての分析を行っており、就学意欲の低下につながるケースについては、クラス担任教員が個別面談を行って相談を受け、指導している。単位の取得状況などはクラス担任教員が把握しているため、各学生の事情に応じた具体的な指導をすることができる。また授業欠席への対処については、一つの授業科目で欠席数が 3 回以上となるとクラス担任教員に連絡する体制をとっており、学生の学習状況全体の理解と指導の徹底に取り組んでいる。平成 27(2015)年度からは、Web 上で科目担当教員と学生が相互に授業の出欠状況について把握できるシステムを導入し、休学者・退学者の減少に努めている。また年 1 回、保護者教育相談会を開催し、保護者に対して学修状況及び今後の見通しについての説明を行い、家庭とも連携した学修支援を行っている。

進路変更に関するケースについては、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いなどを尊重しながら、一緒に考えていく対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、学生にとって最も適切な進路を話し合いながら、それぞれが納得して、自信をもって次へのステップを踏めるように取り組んでいる。

経済的困窮に関するケースについても、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いや生活状況などを尊重しながら、一緒に考えていく対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、様々な奨学金制度などの活用を検討しながら、中途退学とならないよう努めている。

表 2-2-1 事由別中途退学者数 (人)

事由		短大部			
		28 年度	29 年度	30 年度	
就学意欲の低下		1	1		
進路変更（他校等への進学）					
進路変更（就職）		1	2		
経済的困窮		1		1	
学力不足					
身体疾患					
心神耗弱		1			
その他					
合計	退学	退学者数	4	3	1
		退学者率	3%	3%	1%
	留年	留年者数	2	1	0
		留年者率	2%	1%	0%
	停学	停学者数	0	0	0
		停学者率	0%	0%	0%

※平成 28 年度留年確定者 2 名については、当該年度 3 月 31 日にて退学となったため、退学者数にも含める。

キ 障害のある学生への配慮

障がいのある学生の受け入れについては、出願前に事前相談書【資料 2-2-18】の提出

を求め、出願前までに受験生と志望学科長、障害学生支援委員長、入試専門部会委員長、事務局入学試験課職員による事前相談書に基づく聞き取り面談を行う。その際に、本学として対応可能な範囲を説明し、入学してからも問題なく勉学に励むことができるか確認を行い、障害学生支援委員会が中心となって対応協議し、配慮する体制となっている。

また、障がいのある学生への配慮については、入学時に心身に関する問診を行い、この問診をベースにして行っている。問診には、各学生が配慮を必要とする心身の状態を記入するとともに、具体的な配慮内容を記載することとしている【資料 2-2-19】。保健室では、これらを集約し、個人情報に配慮して、記載内容を個々の学生に確認するとともに、クラス担任教員及び障害学生支援委員会に情報提供する内容を相談しながら、承諾を得た事項について関係教職員との情報共有を図っている。その後、クラス担任教員及び障害学生支援委員会で個別面談を行い、具体的な配慮事項とそれに伴い情報開示する範囲について確認し、具体的な対応に取り組んでいる。また必要に応じて保護者との連携を図るなど、障害を理由に適切な学修ができないといったことがないように対応に取り組んでいる。さらに、基本指針【資料 2-2-20】を策定し、全学的な取り組みを推進している。

ク 保護者との連携

保護者との連携は、年 1 回の保護者教育相談会【資料 2-2-21】において、年 2 回の保護者への成績の送付、学生生活に関する様々な注意事項、クラス担任制などによる相談体制、必要に応じて随時保護者との面談を行うことへの理解と協力など、保護者と大学が連携して、学生が自発的に人間性を確立していくことを支えていくことについて説明している。大学生にふさわしい生活に自発的に取り組んでいくことを支えていくために、保護者として気になること、大学として伝えたいことなど、互いに話し合える関係を大切にしながら、必要に応じて、保護者、学生、教員による三者面談を行っている。そうした取り組みに対して、保護者からは「大学の様子や家庭では気づかなかった子どもの様子などが分かり、少し安心して子どもを見守ることができるようになった」などの意見が寄せられている。このように、学生が自ら本学での学びによって人間性を確立していくことができるよう、保護者と大学が連携した学修支援体制を行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA については、短大部は導入していない。なお、幼児教育における専門職教育の特質から、演習、実習、実技関係の授業においては、効果的な学修を図るため、授業の指導補佐を配置している。指導補佐については表 2-2-2 のとおり非常勤の音楽技能指導員を採用して対応している。本学における資格取得の学修が対人援助の専門家として心につなげようことを大切にしたい学修となるよう支援していけるようにより充実した活動につなげていく。

表 2-2-2 平成 30 (2018) 年度 授業指導補佐実施状況 (人)

科目名	TA	人数
ソルフェージュ	音楽技能指導員	5
幼児音楽Ⅰ	音楽技能指導員	5
幼児音楽Ⅱ	音楽技能指導員	5

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の建学の精神・目的に示す人材を育成するうえで、具体的に免許・資格を取得することは目に見える形でそれを具現化することになる。免許・資格取得にあたっては、その過程で実習が必須科目として充てられている。この実習での学修を充実したものとしていくためには、必要な授業についてアクティブラーニングによって学生が能動的に学び、「認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る」ことが重要となる。そのためには、きめ細かい授業を展開するうえで、TA の活用が有効であろう。現在 TA は、併設四年制大学心理学科の心理分野だけの活用であるが、各学科においても導入していく必要がある。今後、適切な TA の活用について検討し、学修支援の改善を図っていく。

さらに、学生が能動的な学びを入学当初からスタートさせていくためには、入学前教育の工夫が必要になってくる。入学してくる学生の資質を見極め、毎年入学する学生の特徴を把握しながら課題などを設定するなど、細やかな対応が必要となってくる。現在、令和 2(2020)年度入学生に向けた課題について検討しているところである。

そして、入学する学生の将来に向けて、学修支援を充実させていくためには、保護者との連携は欠かせないものである。保護者との連絡・協力体制について理解を深めるとともに、保護者教育相談会への参加が増え、学生を支える体制を充実させていくことに努める。

また、退学、休学、留年に係る課題については、その年その年の学生によって、対応すべき問題は様々である。成績不振、精神的問題、経済的問題など、青年期に特徴的な心理的要因が重なり、単純に解決することは難しくなっている。社会情勢や経済状況など学生をめぐる問題が複雑化、多様化、グローバル化していることも踏まえ、目の前の問題だけでなく、心の奥底に隠れていることや、将来への見通しも含めて相談に対応していくことが必要である。そのために、学生相談室の利用を充実させ、そこに全教職員がつながり、保護者の理解や協力を得ながら、一体となった学修支援体制に努めていくことに取り組んでいく。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-2-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程

【資料 2-2-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程

【資料 2-2-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程

【資料 2-2-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生障害学生支援委員会規程

- 【資料 2-2-5】 東海学院大学短期大学部人権委員会
- 【資料 2-2-6】 学校法人神谷学園危機管理規則
- 【資料 2-2-7】 学校法人神谷学園防災管理規則
- 【資料 2-2-8】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程
- 【資料 2-2-9】 平成 30(2018)年度入学前教育課題等送付資料
- 【資料 2-2-10】 平成 30(2018)年度入学前セミナー実施要項
- 【資料 2-2-11】 平成 30(2018)年度入学前セミナーアンケート結果
- 【資料 2-2-12】 平成 30(2018)年度前期・後期ガイダンス等日程
- 【資料 2-2-13】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程
- 【資料 2-2-14】 平成 30(2018)年度前期・後期オフィスアワー一覧表
- 【資料 2-2-15】 平成 30(2018)年度公務員試験等対策プログラム
- 【資料 2-2-16】 平成 30(2018)年度キャリア形成プログラム
- 【資料 2-2-17】 平成 30(2018)年度前期・後期学習強化プログラム
- 【資料 2-2-18】 受験上および修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談書
- 【資料 2-2-19】 2018 年度入学 身上調査書
- 【資料 2-2-20】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針
- 【資料 2-2-21】 平成 30(2018)年度保護者教育相談会実施要領

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の建学の精神に基づき、専門教育を学んだ学生が社会の人々の福祉や教育、地域産業に貢献できる就業の場を見出すことができるよう支援している。

本学では、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のために、体制の整備として学生就職委員会及びその事務組織である学生就職課が構成され、その役割を担っている。ここでは「学生就職委員会規程」を定めている【資料 2-3-1】。

大学設置基準 第四十二条の二 を遵守している。

ア 就業力を高める科目

本学では、卒業後、様々な分野で社会をリードする人材育成を目標とした科目展開を行っている。自由科目は幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外の資格を取得するための科目群で、専門教育科目に含まれない内容を盛り込み、学生の主体的・自律的な学びを目標としている。「就業力を高める科目」としては、教養教育科目では「キャリアデザイン」「プレゼンテーション」、自由科目では「フィールドワーク」が挙げられる。平成 31(2019)年度後期からは、「インターンシップ」も開講している。

イ 公務員試験等対策プログラム

保育教諭・保育士の公務員試験合格や資格試験合格に向けて学習方法等を身につけることを目的とし、対策セミナーを開設している。概要は以下のとおりである。

表 2-3-1 公務員試験等対策プログラム

プログラム名	対象学年	担当教員数	開講時期
公務員試験対策講座	1	7名	後期
ピアヘルパーセミナー	2	1名	

ウ キャリア形成プログラム

学力の向上や就職試験対策等を支援するために、「オフィスアワー」「公務員試験等対策プログラム」「キャリア形成プログラム」「学習強化プログラム」などの学習支援体制を整えている。「キャリア形成プログラム」は、社会で活躍するために実践力を身につけること等を目的とし、各種ボランティア等のプログラムを位置付けている。

エ 学生への進路支援体制

(ア) 教職員の連携

クラス担任と学生就職課職員が中心となり、資格に関わる教科担当教員も交えて学生の相談・助言を担っている。平成 29(2017)年度後期以降、学科会で行われる教員の就職関連の打ち合わせ会に学生就職課職員も参加するようになった。平成 30(2018)年度には年度当初の学科会に参加し、就職活動の現状、学生の就職活動への諸注意、求人検索などについて説明する取り組みを始め、全教員へ就職活動への情報共有を図っている。これにより、学生は教員へ相談しても学生就職課職員に相談しても同じ情報を基にアドバイスが得られ、履修及び資格取得による実習等と就職活動の両立が図られるようになった。学生就職課では、学生が的確な活動支援と求人紹介にあたるように、学科教員・学生就職課職員との面談・相談も随時、進めている。

(イ) 学生ニーズに寄り添った支援体制

進路希望については、短大部 1 年生全員から「就職登録カード」の提出を受け、進路の希望や条件、課外活動履歴等を把握している。学生からの相談については、空き時間やメールでの対応にも柔軟に応じ、予約なしでも個別相談を幅広く受け付けている。学生一人ひとりが豊かな社会生活を送るために、個性を尊重したキャリア形成、就職支援に取り組んでいる。

(ウ) 学外機関や団体との関係構築

学生就職課では、学外の労働関係機関や団体との関係構築を大切にしている。新卒応援ハローワーク、岐阜県学生就職連絡協議会、岐阜県商工労働部雇用促進課、岐阜県教育委員会、岐阜県保育士・保育所支援センター、岐阜県経営者協会、岐阜県私立幼稚園連合会、岐阜県民間保育園・子ども園連盟、岐阜県社会福祉協議会、各務原市役所などである。また、情報交換を密に行い、各団体主催支援行事の学内案内、学生参加の促進、学内での業務内容・採用試験説明会を開催している。学生は学生就職課のサポートのもと、業界研究と採用情報を的確に入手し様々な支援企画に参加することで、学びを生かす職業や地元企業への就職活動を進めることができている。

(エ) 求人票の受付と求人情報の提供

求人票の受付・紹介については求人受付ナビ、求人検索ナビのシステムを活用して、随時、情報提供と検索に対応している。学生就職委員会委員の教員も検索できるよう体制を整えている。郵送で受け付けた求人票の閲覧も、学生就職課内で可能である。

また、専門職だけでなく一般企業等への就職支援として、採用担当者からの直接的な説明を受けられる学内企業説明会を実施し、併せて、採用情報・会社説明会案内情報の頒布会を開催している。学生にとって安心して入手できる採用情報の提供とマッチング支援を積極的に展開している。

全学年に向けて取り組んでいる進路支援事業及び年間スケジュールと具体的なプログラムを示す。

表 2-3-2 平成 30 (2018) 年度【前期】 学生就職委員会・学生就職課 支援事業

*区分：「共通」とは大学と短大部の学生を対象とする。

月次	区分	就職・進学支援
4月	共通	キャリア・ガイダンス (全学年、大学院) 4/3～4/5 リクルート、マイナビ、学情、ハローワーク
	共通	アルバイトの労働条件を確かめよう！セミナー 4/4
	共通	東海第一幼稚園・第二幼稚園 就職説明会 4/3
	共通	学内 単独 企業説明会 (4/6、4/17、4/26) ・タカスエ ・ワタキューセイモア ・ファストダイニング
	共通	就職情報・会社説明会情報 頒布会 (4/26) 名
	共通	保護者就職説明会 (4/28) 15+35 名
5月	共通	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会 心理学科 5/9、子ども発達学科 5/30、総合福祉学科 5/23、管理栄養学科 4/25、幼児教育学科 4/19
	共通	採用情報・会社説明会案内情報頒布会 (5/24) 9 名
6月	共通	岐阜県私立保育園連盟 ジョブフェア2018 短大 21 名、大学 13 名
	共通	岐阜県学生就職連絡協議会・岐阜県経営者協会 共催 合同就職セミナー
	短大	保育って素晴らしい研修 (6/15) 幼教 43 名
	共通	学内 単独企業説明会 (6/19、6/22) 各務原市 (保育士)、長寿会
	共通	採用情報・会社説明会案内情報頒布会 (6/28)
	共通	可児一多治見エリア 保育園就職フェア (6/23)
7月	共通	幼稚園就職ガイダンス (7/7) 大学 10 名、短大部 25 名、全体 183 名
	短大	短大部 就職・編入学ガイダンス (7/3) 41 名
	共通	学内 単独企業説明会 (7/4、7/6、7/10、7/12、7/17、7/18、7/23、7/27) 長屋学園だいち、日吉幼稚園、各務原幼稚園、たんぼぼ薬局、アンジェリカ、まなびの森、清水会、富士産業、太田病院
	共通	みんな JOB フェア (7/21)
	共通	ライフプランセミナー (7/25) 遠藤雅先生

東海学院大学短期大学部

	共通	採用情報・会社説明会案内情報頒布会 (7/26)
8月	共通	就職活動応援郵便 (対象者: 心理 20名、子発 16名、福祉 6名、管栄 25名、幼教 18名) 下宿者には実家とアパートにも郵送、寮へは持参、計 98 通郵送 (8/13 郵送)

表 2-3-4 平成 30 (2018) 年度【後期】 学生就職委員会・学生就職課 支援事業

月次	区分	就職・進学支援
9月	共通	学内 単独企業説明会 (9/7) 日生保育園ひびき
	共通	就職ガイダンス (9/21) マイナビ、リクルート、学情、キャリアス、岐阜県経営者協会、岐阜県産業労働部雇用促進課、ハローワーク、岐阜県警
	共通	職務適性検査 (9/21) 170 名
	共通	進路状況調査実施 (9/21~9/28)
	共通	就職登録カード提出 (9/21~9/28)
	共通	インターンシップ参加調査 (9/21~9/26)
10月	共通	職務適性テスト解説 と 自己分析講座 (10/11)
	短大	身だしなみ講座 [メイクアップ] (10/31) 14 名
	共通	学内 単独企業説明会 (10/22、26) 日生保育園ひびき、エヌジェーシー
11月	共通	男女共同参画基礎講座 (11/22) 遠藤雅先生
	共通	保護者教育相談会 (11/23) 全体説明・個別相談 2 組
	共通	進路状況調査 (進路先未報告者対象)
	共通	オール岐阜・企業フェス (11/16、17) バス運行 13 名
12月	短大	現職保育士さんとの交流会 (12/11) 杉山喜先生
1月	共通	就職ガイダンス (1/24) J-NET、マイナビ
	短大	進路を見据えた実習の取り組みガイダンス・幼教 (1/23)
	短大	就活ガイドブック配布・幼教 (2/1)
2月	共通	岐阜県学生就職連絡協議会 ディスカッションセミナー (2/16、2/19) 4 名
3月	共通	就職情報資料 頒布会 (3/1・4・22)
	共通	女子学生のための就職フェア (3/5)
	共通	マイナビ 就職 EXPO (3/1) 無料バス運行 大学 ⇄ JR岐阜駅 ⇄ ポートメッセ

本学における内定状況は、平成 30(2018)年度卒業生 (35 名) のうち、就職希望者 (35 名) 全員が内定を獲得し、100%の内定率を達成することができた。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のキャリア支援については、これまでの就職率や国家試験の合格率を鑑みて、現在のキャリア支援計画を見直しながら継続する。その場合、既卒者に対しても学生就職委員会を中心に情報の提供、相談指導等の支援を教員と学生就職課が連携しながら継続する。

また、学生の就職先が保育所、幼稚園、医療機関、福祉施設、企業等と多岐にわたることから、学生の興味・関心に適した就職支援のために、インターンシップに関する体

制を強化していくとともに、大学からの情報発信や企業等への訪問を強化する。

本学の地域の保育・福祉に貢献できる人材育成という点から、県内各地の就職を取り巻く情勢を適切に捉えた就職相談・指導を教職員連携のもとに強化するとともに、実習施設への就職率を高めるための就職相談会をさらに強化する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判断の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のため、学生を中心とした視点にたち、学生生活がより充実したものとなるよう、大学全体で支え、予防及び早期対応ができる工夫をしている。

学生生活の安定のための支援としては、学修支援の他に、学生生活支援、経済的支援、課外活動支援、健康支援、就職支援及び障害のある学生の修学支援等、学生の多様なニーズを大学全体で支えていくために、平成 28(2016)年 9 月に障害学生支援委員会【資料 2-4-1】が発足すると同時に、学生生活委員会【資料 2-4-2】、学生就職委員会【資料 2-4-3】、障害学生支援委員会及び人権委員会【資料 2-4-4】を統括する組織として、現在の学生支援センター【資料 2-4-5】が発足し、各委員会と連携・協働する体制を整えている。

学生の心身の健康に関する支援については、保健センター【資料 2-4-6】管轄下に保健相談室（保健室）がある。また学生の悩みや生活相談を総合的に受け付ける相談窓口として、学生相談室が設置されていたが、学内組織の位置づけや管理・運営体制が明確になっていなかったため、学生支援センターで討議を重ね、平成 30(2018)年度に学生支援センターが管轄し、規程等の整備【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】を進めた。この他、学生の人権に関わる対応については、人権委員会のもとに相談しやすい教職員に相談ができる体制を整えている【資料 2-4-9】。これらの各部署・関係者は、お互いの役割分担を周知した上で、学生の問題・状況別に連携・協働し、早期対応できるよう機能している。学生支援体制を明確化し学生に周知するため、学生便覧に「事務組織と担当教員（学生に関する業務）」【資料 2-4-10】を掲載するとともに、学内相談窓口についてのリーフレット【資料 2-4-11】を作成し、令和元（2019）年度、前期初めに学生へ配付し、これらの支援体制について学生や教職員に周知を図った。

ア 学生生活全般に係る支援

学生生活全般に関する相談・支援は、クラス担任教員が中心となり、担当学生に対し入学時から卒業時まで、必要に応じて学修状態や進路、学生生活状況（暮らし、健康、経済、アルバイト等）について指導や助言を行っている。クラス担当教員は、学科全体

で共有すべき情報は個人情報漏洩防止を徹底しつつ学科会に報告し、全学的調整を必要とする事項については、学科長を経て諸組織の責任者等に進言し、関連委員会、関係部署と連携し支援できる仕組みにしている【資料 2-4-12】。また年 1 回、保護者教育相談会を開催し、保護者と必要な情報を共有し協力し合える機会【資料 2-4-13】を設けるとともに、全教員がオフィスアワーを設定し、クラス担任教員以外の教員も学生の相談に応じ、問題・状況によってクラス担任教員と連携する体制になっている【資料 2-4-14】。

学生が安全で安心して学生生活を送ることができる環境づくりの一つとして、障害学生支援委員会では、本人及び学科等からの支援要請に対して委員会で討議を行い、個々のニーズに適切に対応できる体制の構築に取り組んでいる【資料 2-4-15】。また合理的配慮の必要がある学生には、障害に配慮した授業支援やプライバシーを考慮した支援を実施している【資料 2-4-16】。全学防災避難訓練では、学生ボランティアによる障害学生の避難訓練を実施【資料 2-4-17】し、理解啓発に努めている。人権委員会では、平成 30(2018)年度にハラスメントに関する相談体制の整備【資料 2-4-18】、対応フローチャート図【資料 2-4-19】の再構築を図り、教職員に周知と啓発を行った。学生を対象とした人権講習会を年 1 回実施し、ハラスメントの発生防止にも努めている【資料 2-4-20】。また意見箱の設置を行い、いつでも相談できる環境を整えている【資料 2-4-21】。

学生支援全体の質の向上を目的として、学生生活調査を隔年で実施しており、令和元(2019)年 9 月実施に向けて調査項目の検討を行った【資料 2-4-22】。教職員の支援スキルの質を高めるための取り組みとして、表 2-4-1 に示すとおり教職員研修会を毎年実施している。学内講師に留まらず、学外からの有識者講義を行うなど、大学全体への啓発を通じて学生支援体制を強化している。

学生の事故・事件、感染症、不祥事・犯罪等の発生防止と対応に関しては、学期初めの学生生活課オリエンテーションで発生防止策を学生に周知するとともに、学内掲示やホームページ等により啓発を行っている。発生した場合は、学生からの報告・連絡を受け、クラス担任教員あるいは事務局学生生活課から教学部長、学科長に連絡報告し、協議の上で対応するとともに、必要に応じて学長に報告・対応する体制になっている。

表 2-4-1 教職員研修会実施結果

実施年月	講師	研修会名
平成 30 年 3 月	学外講師	アカデミック・ハラスメント防止研修会
平成 30 年 12 月	学内講師	障害等ある学生の支援に関する研修会
令和元年 8 月	人権委員講師	人権侵害の啓発に関する研修会

イ 経済的問題への支援

学生への経済的な支援については、経済的に困難な学生が修学を断念することなく安心して学べるよう、複数の奨学生制度（学内資金、学外資金によるもの）を設けている。学内資金によるものは、入学試験の種別や入試成績による入学金や授業料、教育充実費の減免型で、表 2-4-2 に示すとおりである。この他に、入学金納付の猶予（延納）及び学費納付の猶予（月割分納・延納）や家計が急変した学生を対象とした入学金、授業料

免除の支援がある【資料 2-4-23】【資料 2-4-24】。これらは、学生生活委員会でそれぞれの奨学金の目的に沿って対象者を審査・選抜し、学長がその結果を理事長に報告し、理事長が許可する仕組みである【資料 2-4-25】【資料 2-4-26】。

本学独自の奨学生制度【資料 2-4-27】のうち「進学をあきらめないで奨学金」は、将来活躍が期待される人間力豊かで有為な者たちの進学への希望を経済的側面から支援しようと、平成 26(2014)年度より設けており、諸事情により大学進学をあきらめなければならない状況の者を積極的に採用している。また令和元(2019)年度入学者より、東日本大震災や熊本地震など激甚災害によって甚大な被害に遭った者で、公的機関が発行する激甚災害による罹災証明書又は被災証明書が提出できる者の初年度の入学検定料を全額免除する「被災者支援制度」を開始したところである。

表 2-4-2 本学独自の奨学生制度（平成 28(2016)年度以降入学者対象）

区分	採用基準
スポーツ奨学生制度	スポーツ推薦入試で合格し、入学した者に対し、入学後原則 2 年間（3 年 LaLa 履修制度利用者は 3 年間）にわたりランクに応じて学費を免除、又は減免する制度
学費減免制度	社会人入試、外国人留学生入試で合格し、入学した者に対し適用される。社会人入試入学者は授業料の半額を、外国人留学生入試入学者は入学金の半額及び授業料の半額を、原則 2 年間（3 年 LaLa 履修制度利用者は 3 年間）にわたり減免する制度
入学金免除制度	ファミリー入試で合格した者に対し、入学金を全額免除する制度
特別優遇奨学生制度	一般入試、大学入試センター試験利用入試合格者の中で、高等学校在籍時の全体の評定平均値が 3.5 以上の者に対して、1 年間（3 年 LaLa 履修制度利用者は 2 年間）にわたり学費から年額 60 万円（3 年 LaLa 履修制度利用者は 36 万円）を減免する制度
進学をあきらめないで奨学金	公募制推薦入試、AO 入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試合格者の中で、経済的理由により大学進学が困難な状況にある者に対して、初年度の入学金の全額及び授業料の全額、又は入学金の半額及び授業料の半額を免除する制度
被災者支援制度	東日本大震災や熊本地震など激甚災害によって、甚大な被害に遭った者で、本学が実施する入試を出願し、公的機関が発行する激甚災害による罹災証明書又は被災証明書が提出できる者の初年度の入学検定料を全額免除する制度
特待生選考試験	指定校推薦入試、公募制推薦入試、専門学校・総合学科推薦入試、AO 入試（Ⅰ～Ⅴ期）、ファミリー入試（前期・中期）合格者のうち、特待生選考試験を受けた者で成績上位者に対

東海学院大学短期大学部

	し、1年間（3年 LaLa 履修制度利用者は2年間）にわたり学費から、授業料及び教育充実費の全額もしくは授業料及び教育充実費の半額もしくは初年度の入学金の全額を減免する制度
特別奨学生制度	指定校推薦入試合格者の中で、高等学校在籍時の学習成績概評が A 以上の者に対して授業料の全額を、B 以上の者に対して授業料の半額を1年間（3年 LaLa 履修制度利用者は2年間）にわたり減免する制度
奨学金制度	一般入試、センター試験利用入試において優秀な成績で合格した者のうち、募集人員の5～10%の者に対して、1年間（3年 LaLa 履修制度利用者は2年間）にわたり、授業料及び教育充実費の全額、もしくは授業料及び教育充実費の半額、もしくは初年度の入学金の全額を減免する制度
社会人学びなおし奨学金	本学の幼児教育学科に社会人入試で合格した、入学時に満30歳以上の者に対し、入学金の全額及び授業料の半額を2年間（3年 LaLa 履修制度利用者は3年間）にわたり減免する制度
沖縄特別奨学金制度 ※令和2年度入学生より対象)	沖縄に在住する通信制を除く高等学校に通学している高校生で卒業見込みの者に、入学金の半額を免除する制度。
その他	上記の奨学生制度以外に、在学生のうち、経済的理由により授業料等々の納付が困難な学業優秀者を対象とする「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学料免除及び徴収猶予規則」「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学授業料免除及び徴収猶予規則」による入学金、授業料を免除及び猶予する制度がある。

学外資金によるものは、日本学生支援機構による奨学金、都道府県の奨学金、企業や各種団体の給付・貸与奨学事業、都道府県の修学資金制度があり、きめ細かい情報提供を行っている。平成30(2018)年度においては、表2-4-3に示すように、本学短期大学部在籍者数93名のうち15名(16%)の学生が日本学生支援機構による貸与奨学金(1種・2種)を利用しており、このうち2名(13%)の学生が1種と2種を併用していた。また日本学生支援機構以外の奨学金の利用状況は、表2-4-4に示すとおりである。

学生の経済的な問題に対しては、クラス担任教員が中心に助言・指導を行い、事務局学生生活課と連携して学生に情報提供して支援している。

表 2-4-3 平成 30 年度 日本学生支援機構奨学生数 (人)

学年	給付	貸与/1種	貸与/2種	1・2種併用	実人数
1年生	2	6	5	2	9
2年生	0	4	2	0	6
合計	2	10	7	2	15

表 2-4-4 平成 30 年度 その他の奨学生数 (人)

学年	都道府県	企業 各種団体	保育士 修学資金	延べ人数
1年生	0	0	13	13
2年生	0	0	4	4
合計	0	0	17	17

ウ 学生の課外活動への支援

本学では、学生の自治活動やサークル活動、ボランティア活動等の課外活動は、建学の精神「行動力豊かな教養人の育成」の一環として位置づけ、学生の主体的な判断と行動、コミュニケーション力とリーダーシップ、協調性や社会性等を醸成し、成長する教育機会として自主的な取り組みがなされるよう、積極的に支援を図っている。学生が企画・運営する学生会活動や大学祭、新入生歓迎会は、短期大学部学生生活委員を顧問とし、事務局学生生活課職員と協働し学生の自主性を重視しながら支援をしている。またサークル活動は学内の専任教員が顧問となり指導・助言をしている。

課外活動への経済的支援としては、体育会(強化指定クラブ)への助成【資料 2-4-28】、学生会助成【資料 2-4-29】や教育後援会助成があり、学生が積極的に活動できる基盤が整備されている。

平成 30(2018)年度のサークル数は、表 2-4-5 に示すとおり 36 団体中 33 団体が活動している。

表2-4-5 平成30年度 課外活動サークル一覧

No	区分	サークル名	部員数	大学	短大	
1	体育会	バドミントン (男子)	4	4		
2		バドミントン (女子)	4	4		
3		バレーボール (女子)	10	10		
4		ソフトテニス (女子)	0	0		
5		テニス (男子)	4	4		
6		テニス (女子)	3	3		
7		ホッケー (男子)	13	13		
8		ホッケー (女子)	43	43		
9		剣道 (男子)	14	14		
10		剣道 (女子)	10	10		
11		軟式野球部	27	27		
12		ソフトボール	5	4	1	
13	クラブ	運動系	あたく ONLY ONE (バレーボール)	15	13	2
14			バスケットボール	24	24	
15			フットサル	13	13	
16		文化系	漫画&アニメーション	13	10	3
17			軽音楽	33	29	4
18			コーラス	7	7	
19			茶華道	3	3	
20			エスペラント語	2	2	
21			フォーク・アコースティックサークル	22	19	3
22			吹奏楽	10	9	1
23	同好会	運動系	コロポックル (テニス)	0	0	
24			空手	0	0	
25			ダンス	7	7	
26			ハンドボール	11	11	
27		文化系	東海マッスルブラザーズ	12	12	
28			学生放送研究会ラジスタ	3	3	
29			写真研究	6	6	
30			東海学院大学BBSサークル	6	6	
31			電子工作サークル	5	5	
32			将棋サークル	5	5	
33	ゲームサークル	5	5			
34	東海学院シニアリーダークラブ	9	9			
35	自治組織	学生会執行部 (大学)	6	6		
		学生会執行部 (短大)	7	0	7	
36		大学祭実行委員会 (大学)	33	33	0	
	大学祭実行委員会 (短大)	13	0	13		

エ 学生の健康相談等への支援

安定した学生生活を送るための重要な支援の一つが、学生の心身の健康に関する支援である。特に本学は、教育、福祉の分野で活躍できる人材を育成する教育機関であることから、学内での日頃からの健康管理はもとより、長期にわたる教育実習や保育実習に係る心身の健康管理も行っている。健康管理は主として保健センターを中心に、健康管理の種類により学校医、保健室、学生相談室、クラス担任教員、さらに各学科の実習担当教員がそれぞれの役割を担い、かつ連携・協働する体制を整えている。

保健室には看護師が常駐し、学校医と常に連携しながら学生の健康状態の把握と管理、表 2-4-6 に示すとおり健康相談・指導を行っている。

全学生を対象とする定期健康診断は年 1 回 4 月に実施し、表 2-4-7 に示すとおり受診率は 100% である。定期健康診断では学生の基本的な健康状態を把握し、学校医と保健室常駐の看護師が中心となってこれを管理し、健診の結果「要観察」に対しては健康指導を行い、「要精検」「要医療」に対しては医療機関で受診するよう指導している。また

感染予防対策の一つとして、入学者全員を対象に入学時の定期健康診断で、小児感染症の抗体価検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）を大学全額負担で行っている。抗体価検査の結果が陰性・擬陽性の学生には、自己負担で予防接種を受けるよう勧奨している。

健康管理全般にわたる学生支援は、年度初めの学生生活課オリエンテーションにおいて説明し、適切な判断と行動のもとに自己管理できるように指導している。

表 2-4-6 平成 30 年度 西キャンパス保健室利用状況

健康診断後の保健指導実施者数

利用理由	血圧再検査	尿再検査	保健指導	病院受診指導	延べ人数
利用人数	3	127	15	10	155

傷病による利用者

利用理由	風邪様症状	腹部・胃腸症状	体調不良	頭痛	腰痛	眼の疾患
利用人数	41	20	26	13	15	1
利用理由	月経随伴症状	皮膚の疾患	虫刺され	筋肉痛・関節痛	打撲・捻挫等	擦過傷・切傷
利用人数	25	17	12	11	13	24
利用理由	熱火傷	爪の損傷	歯痛	意識混濁	過呼吸	延べ人数
利用人数	7	2	1	2	2	232

健康相談・保健指導による利用者

利用理由	受診相談	人間関係	進路・学業	不定愁訴	心身の健康相談	延べ人数
利用人数	9	59	8	10	150	236

注：短期大学学生のみでなく、併設四年制大学学生の利用者を含む。

表 2-4-7 平成 30 年度 定期健康診断受診状況

学科名		2年制課程		3年制課程	合計
		1年生	2年生	1年生	
幼児教育	在籍数(人)	43	37	13	93
	受診数(人)	43	37	13	93
	未受診数(人)	0	0	0	0
	受診率(%)	100%	100%	100%	100%

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した学生生活を保障するためには、入学する学生の意識が多様化している現状を認識し、絶えず精査・検証しつつ、適切な学生支援を心掛ける必要があるため、令和元(2019)年度に実施する学生生活調査の調査項目の見直しを図った。令和元(2019)年度から3年間は本学学生の現状を把握するために毎年調査を実施し、その分析結果を基に学生が必要としている支援の改善に取り組んでいく。大学全体の支援体制としては、教員と職員が協働の体制でそれぞれの立場で相互に連携し、補いながら学生にとって最も適切な対応ができるよう、教職員の支援スキルの向上を図るため、教職員研修会に継続して取り組んでいく。令和2(2020)年2月に学外講師による研修会を検討している。

経済的支援における学外奨学金制度については、学内掲示板を活用し、引き続き支援を行っていく。また課外活動等への支援は、関係顧問教員と事務局学生生活課職員が協働し、学生の自主性を尊重しつつ支援し、経済的な面では同窓会とも連携を進めながら支援を進めていく。

心身に問題を抱えた学生に対しては、学生の多様なニーズを大学全体で支えていくために、本学における支援体制の明確化を図り、学生が迷わず安心して相談できる場の提供として、保健相談室（保健室）、学生相談室の更なる充実（人員配置、開室時間の延長）と継続性や専門性を必要とする場合の支援体制の整備を進めていく。

障害等をもつ学生への支援においては、まだ独自の制度として確立していないため、障害学生支援委員会のもと、修学上の困難に対する配慮や支援システムの構築に取り組んでいく。

【エビデンス資料（資料編）】

- 【資料 2-4-1】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程
- 【資料 2-4-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程
- 【資料 2-4-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程
- 【資料 2-4-4】 東海学院大学短期大学部人権委員会規程
- 【資料 2-4-5】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程
- 【資料 2-4-6】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程
- 【資料 2-4-7】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程
- 【資料 2-4-8】 学生相談室の構想について
- 【資料 2-4-9】 人権侵害を受けたら
- 【資料 2-4-10】 2019 年度東海学院大学短期大学部 学生便覧 p155
- 【資料 2-4-11】 学内相談窓口のリーフレット
- 【資料 2-4-12】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程
- 【資料 2-4-13】 平成 30(2018)年度保護者教育相談会実施要領
- 【資料 2-4-14】 オフィスアワー資料
- 【資料 2-4-15】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針
- 【資料 2-4-16】 障害等に配慮した支援の資料
- 【資料 2-4-17】 障害学生の避難訓練資料
- 【資料 2-4-18】 ハラスメントに関する相談体制資料
- 【資料 2-4-19】 ハラスメント相談の問題解決のプロセスと手順（フローチャート）
- 【資料 2-4-20】 人権講習会資料
- 【資料 2-4-21】 意見箱資料
- 【資料 2-4-22】 学生生活調査用紙（令和元(2019)年 9 月実施）
- 【資料 2-4-23】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予規則
- 【資料 2-4-24】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予

規則

- 【資料 2-4-25】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予
選考基準
- 【資料 2-4-26】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予
選考基準
- 【資料 2-4-27】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学奨学生規則
- 【資料 2-4-28】東海学院大学体育会に関する内規
- 【資料 2-4-29】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱
規程

2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

2-5 学修環境の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

以下の事実を総合的に判断し、本学は入学から卒業までの在学中やその後の生活における社会性、人間性等を含め、総合的に適切な学修・育成を行うための学修環境の整備ができていると評価する。

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、短期大学設置基準に示された教育目的の達成のため、エビデンス集(データ編)〔様式 1〕にあるように、西キャンパスと附属図書館等の共用の施設がある東キャンパス及び学生寮(2 棟)から成り立つ教育環境を有している。そのうち、西キャンパスの主要施設及び東キャンパスの共用施設の概要は、表 2-5-1 及び表 2-5-2 のとおりである。なお、東キャンパスと西キャンパスは、公道の上を「東海ブリッジ」により接続されている。

7 号館には TGU トレーニングルームが付設され、テニスコート兼多用途グラウンドには夜間照明を完備している。これらの体育施設は、授業で利用される他、学生のクラブ、サークル活動に有効に活用されている。また、体育館、テニスコート兼多用途グラウンドについては有料ではあるが、学外者にも一般開放している。

校地、校舎の概要は表 2-5-3 のとおりである。

表 2-5-1 西キャンパス主要施設の概要

名称	主要施設
1号館	事務局、記念室、講義室、ピアノレッスン室、教員研究室他
2号館	ピアノ練習室、教員研究室他
3号館	保健室、講義室、教員研究室他
新3号館	さらまんじゅ・とーかい（軽食）、講義室
5号館	ピアノ練習室、レッスン室、音楽室、美術室、礼法室、学生会室（大学祭実行委員会室）、教員研究室他
6号館	音楽演習室、学生会室、教員研究室他
7号館	La Santé Tokai（学生食堂）、保育実習室（あそびの森）、講義室、TGUトレーニングルーム
体育館兼講堂	講堂、研究室、シャワー室、部室
テニスコート	（オムニート3面）兼多用途グラウンド（フットサル、ホッケー）

表 2-5-2 東キャンパスの共用施設の概要

名称	主要施設
本館	東海食堂（学生食堂）
東海学院大学短期大学部及び東海学院大学附属図書館	閲覧室、大ホール、大セミナー室、中小セミナー室、情報学習室、東海えほんの森、事務局、売店他
クラブ棟（3号館）	部室（14）、大学祭実行委員会室（学生会室）、サークル控室、ミーティングルーム、器具室
運動場	硬式野球場（令和2年2月末完成予定）
ゴルフ等練習場	ゴルフ打席半面、ピッチングマウンド1個
体育館兼講堂	講堂、研究室、シャワー室、部室

表 2-5-3 短期大学部校地、校舎面積

	専用面積 (㎡)	共用面積 (㎡)	共用校の専用面積 (㎡)	設置基準上の必要面積 (㎡)	備考
校地	—	41,611.4	65,751.7	3,000.0	共用は東海学院大学
校舎	11,128.9	7,917.0	13,837.7	2,850.0	

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

ア 短期大学部幼児教育学科実習室等の概要

- ・美術室は、授業に必要な教具を備えている。
- ・ピアノ練習室は2号館3階に20室、5号館4階に15室、合計35室が確保されている。

る。

- ・7号館5階に「あそびの森」の名称で保育実習室を設置し、授業及びイベントに活用している【資料2-5-1】。

イ 図書館等の有効活用

図書館は、「学ぶ」「集う」「語らう」をテーマにし、「学ぶ」という従来型の機能に、「集う」「語らう」の機能を意識的に盛り込み休憩・談話・イベント・講演会等の多目的な利用ができるホールや、講義・会議・公開講座等に利用できるセミナー室を備えた複合的な施設である。

図書館の広さは(4,384.9㎡)、閲覧席数は368席である。蔵書数は約24,000冊、雑誌、視聴覚資料、オンラインデータベース・電子ジャーナルなどが利用できる。

1階は東海えほんの森(絵本、大型絵本、紙芝居など約(6,000点=平成31(2019)年度)が排架されており、授業での使用や、学生ボランティアによる絵本の読み聞かせなど、「幼児教育の実践の場」としても運用され、学生と乳幼児や保護者との和やかな交流が行われている。3階には一般図書(和書)、参考図書、視聴覚資料、文庫・新書版コーナー、資格就職活動関連資料コーナーがある。4階は一般図書(和洋書)、雑誌、製本雑誌、絵本・児童書コーナー、学科指定図書コーナー等資料が配置されている。

ラーニングcommons、情報学習室(ネット接続パソコン14台設置=平成27(2015)年度)、学習室(16席の個室2室=平成27(2015)年度)、中小セミナー室(自習室として開放)等の学習施設が充実している。

本学では社会貢献の一環として、毎年公開講座を実施している。平成30(2018)年度のテーマは「豊かに生きる～大学は知の宝庫～」と題して9回の講座を開講し、述べ約200名の参加者があった【資料2-5-2】。

図書館の概要については以下の表のとおりである【表2-5-4】【表2-5-5】【表2-5-6】。

表2-5-4 図書館の開放時間

	平日	土曜日
図書館	9:00～18:30 (休業期間中：9:00～17:00)	9:30～17:00

表2-5-5 蔵書数

項目数等	蔵書	DVD
	236,561冊	約3,700種

表2-5-6 各フロアー

	広さ	座席数
図書館(2.3階)	2493.6㎡	368席
中セミナー室	94.5㎡	54席
大セミナー室	164.4㎡	120席
1階ラウンジ	499.2㎡	指定なし
東海えほんの森	142.8㎡	指定なし

幼児教育学科においては、授業での調べ学習等にラーニングコモンズを活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実践に取り組んでいる。また、指導計画立案、保育記録等の自主学習を支援する書籍を整備し、学外実習の際に利用できるよう、絵本、エプロンシアター、紙芝居、大型絵本なども取りそろえられている。5種類の保育雑誌を定期購読し、保育における新しい、多様な情報を常に得ることができる環境を整えている。

その他、教養・レクリエーション等の軽読書コーナーを設けることにより、気楽に図書館に親しみながら利用できるような展示にも努めている。また、毎年、新入生対象「文献検索講習会（基礎）」をはじめ、「卒業論文・レポート作成等のための文献検索講習会（応用）」、「新聞記事データベース講習会」等を開催することで、学生・教員の教育・研究支援のため図書館利用の促進を図っている。

1階の東海えほんのには絵本、大型絵本、紙芝居など約6,000冊が排架されており、授業での使用や、学生による絵本の読み聞かせや制作を行うイベントを開催し、「幼児教育実践の場」としても活用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

ア バリアフリーによる利便性

学内施設のバリアフリーについては、法令に則り、また、平成30(2018)年度に策定した「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」の指針にも従っている【資料2-5-3】。

各校舎の入り口全てに車椅子対応のスロープが設置され、東キャンパス・西キャンパスともにエレベーターが設置されている。多目的トイレが設置されており、事務局において障害を持った学生の事務手続き等を行いやすいように、調度品や物品の設置場所等のレイアウトを変更するなど、障害者等に対し細やかな配慮と安全性と利便性に配慮している。

イ 施設・設備の利便性と安全性

教室は、授業に使用する他、空き時間には所定の手続きにより、クラブ、サークル活動や学外者にも開放している。図書館や情報処理関係教室は学生の要望に応え、利用しやすい環境を提供している。体育施設は、学生のクラブ活動を重視し、TGUトレーニングルームや夜間照明設備を完備するなど施設の充実に努めた結果、一定の効果を上げている。福利厚生施設は、それぞれに教育と地域貢献に一定の役割を果たしている。

各施設の安全性については、法令に則り、設備の維持及び安全管理を行っている【資料2-5-4】。校舎等建物の耐震性については、昭和56(1981)年の建築基準法改正以前に建てられたものについては、専門業者に委託して平成20(2008)年に耐震調査を実施した。

火災等の災害対策としては、災害発生時を想定して、避難経路図を施設内適所に表示している。その他、年1回、学生の防災訓練及び障害者に対する避難誘導訓(平成20(2008)年度から)、構内2か所に設置したAED(自動体外式除細動器)の使用方法等の訓練を実施し、災害時における災害弱者を含めた避難等、全学的な安全環境の維持に努めている【資料2-5-5】。

防犯対策は、午後 6 時から午前 9 時の間は、専門の警備員 1 人を配置し学内の巡回と緊急時にも即座に対応できる体制がとられている。

教育研究施設、福利厚生施設の清掃は、用務員が常に清潔に留意し清掃と管理業務を担っている。図書館、体育館、情報処理関係教室等の特殊な施設設備については、用務員のみならず担当教職員も日常的に維持管理を心がけている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、短期大学設置基準及び各資格免許状取得の基準に則り管理している。特に演習・実技科目は 1 クラスあたり原則 40 人以下の適正な規模での授業を実施し、教育効果が十分にあげられるようにしている。講義科目は原則として 1 コマで授業運営を行ったが、授業効果を考慮して複数コマでの授業も開設している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

主な学修環境の整備ができたと評価するが、学修環境の整備については次の改善課題が挙げられる。

本学では、近年の ICT 技術の進展に合わせ、学内のインターネットや学生ネットワーク環境の整備、ICT 機器の導入、図書館のデジタル機能の向上と充実が求められている。

各施設設備は適切に維持管理、運営されているが、学生及び教職員に施設設備に対する満足度を確認する。構内の施設設備の改修などの検討事項については、中・長期的計画を策定して引き続き適切な対応を進めていく。施設設備の維持管理は適正に行われているが、保守・点検は今まで同様に継続的に行う。特に、校舎の耐震性については、補強工事等の検討事項について中・長期的計画を策定して引き続き適切な対応を進めていく必要がある。学生からの要望を主に、教室関係の現状を把握した教務課、体育施設や福利厚生施設の現状を把握した学生生活課をはじめとする関係部署との連携により、社会の変化に即した教育研究環境の整備が求められている。

バリアフリー化については、教育研究設備全体のみならず、地域社会の学習拠点としての自覚を持ち、より整備を図り共生社会の涵養にふさわしい大学としての姿がもたれている。防犯上の安全性からは、セキュリティシステムの導入も含めハード・ソフトの両面の対応の強化が求められている。

学外利用者が毎年増加するなど、図書館の地域開放も定着してきた中、今後は地域の図書館と連携した企画などをさらに推進していく。

【エビデンス資料（資料編）】

【資料 2-5-1】 2019 年度学生便覧 p166 あそびの森

【資料 2-5-2】 東海学院大学・東海学院大学短期大学部 公開講座 2019 案内

【資料 2-5-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針

【資料 2-5-4】 平成 20(2008)年度耐震調査結果

【資料 2-5-5】 令和元(2019)年度第 1 回消防訓練実施要綱

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援に関する学生の意見や要望の把握は、「学生による授業評価アンケート調査」【資料2-6-1】、「学生生活に関する調査」【資料2-6-2】、「意見箱」【資料2-6-3】に取り組んでいる。また学生がクラス担任教員と相談するなかで、きめ細かく把握することに努めている。

まず「学生による授業評価アンケート調査」は、前期及び後期にそれぞれ1回ずつ実施している。授業評価アンケート調査は、平成30(2018)年度までは全授業担当科目教員の全開講科目に対して調査をしていたことで集計に時間を要し、調査結果の教員へのフィードバックによる授業改善に早期に結び付けることができなかった。そのため、FD委員会で検討を進め、令和元(2019)年度より対象講義を1科目もしくは希望する複数科目に絞ること、項目を減らし自由記述欄を増やすこととなった。対象講義の選定基準として「受講生の多い科目を対象として優先する」ことを設け、調査期間は、開始期間を設けず15週までに実施することを設定し、集計前に回収したアンケートのコピーを教員に返却しコメントマニフェストを作成することとなった。令和元(2019)年度より非常勤講師の授業については、授業評価アンケート対象外とした。

「学生生活に関する調査」は、隔年で実施している。令和元(2019)年度は調査回収率を上げるため、後期ガイダンスに合わせて実施を予定している。調査内容は、学校生活に関する68の質問項目から構成されている。調査の回答について集計後、学生支援センターにおいて、分析及び検討をし、次年度の事業計画に反映させるとともに、内容に応じて短期計画、長期計画の中で計画的に実施していくこととしている。また、すぐに対応できるものについては、教員と職員が連携して迅速に取り組んでいくこととしている。

学生からの個々の声である「意見箱」は、東キャンパス学生控室と西キャンパス学生就職課前に設置してあり、学生が適宜、意見書を投函できる。学生には、意見の内容に責任をもつため、また内容について問い合わせることがあるため、原則として氏名を記入して投函するよう周知している。意見書は毎日、総務課が回収し、学内の担当部署に回付する。担当部署は提出された意見に対して検討ののち回答を作成するし、適切な対応を行っている。意見箱の回答は総務課が取りまとめて一覧にして学生掲示するとともに、教員と職員が共通認識を持ち、学修支援に向けて認識を高めていくようにしている。平成30(2018)年度は49件の意見があり、それぞれへの回答を作成し、一覧にして掲示している。回答については、すぐにできるもの、対応に時間が必要なもの、学生の理解

と協力をお願いするもの、などに区分して対応をしている。

また、クラス担任教員が日ごろから個別で面談を実施するなかで、学生の意見や要望を把握し、学生の了解のもと学科会などで対応を検討している。すぐに対応できるものについては、教員間で共通理解を図って取り組むとともに、必要に応じて他の委員会などにつなぎ、適切な改善策を講じていくこととしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の健康管理については、「保健センター」【資料 2-6-4】が担当し、メンタルケアやカウンセリングについては、「学生相談室」（東キャンパス本館 2 階）が相談員や担当者を置いて対応する体制となっている【資料 2-6-5】。本学では看護師資格をもつ職員が東キャンパスと西キャンパスの保健室にそれぞれ 1 名、週 5 日間常駐し、キャンパス内で発生した学生の怪我や病気の応急手当、健康相談を行うほか、学生生活での悩み事の相談も受け、学内関係部署と連携・協働して対応にあたっている。

定期健康診断は、全学生を対象に、毎年 4 月に実施【資料 2-6-6】しており、学生の健康状態を把握するだけでなく、疾病の早期発見につなげているほか、保健室での個別保健指導も実施している【資料 2-6-7】。

充実したクラス担任制度、保健室や学生相談室の業務などの支援により、学生生活に関わる大きな問題はこれまで発生していないが、今後は、クラス担任教員、その他の関連する教職員の学生とのコミュニケーションの円滑化をより進め、学生生活の更なる安定を図っていく。

経済的支援については、前期及び後期授業開始前にガイダンスを行い、各種奨学金の説明と手続き、授業料の免除及び減免規定の説明と手続きについて周知している。経済的支援に関する相談は、随時クラス担任教員及び学生生活課で行っており、その中で学生の意見や要望を把握しながら、個々の学生が適切に経済的支援に関する制度等を活用できるよう支援している。

本学が行っているサークルへの経済的支援には、体育会（強化指定クラブ）への大学からの助成金【資料 2-6-8】、学生会助成金【資料 2-6-9】がある。学生会助成金については、毎年クラブや同好会が増え、それに応じた助成がなされている。今後も学生のサークル活動の活性化の支援を図っていく。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見や要望は、学生生活に関する調査や意見箱、クラス担任教員との面談のなかで把握し、計画的に対応している。平成 30(2018)年度は図書館の充実に取り組んだ。学生の意見・要望を具体的に確認するために、図書館利用状況、レファレンス記録表、図書・視聴覚資料注文カード、文献検索講習会における意見、文献複写・相互貸借申込書、東海えほんの森の利用状況を分析するとともに併設四年制大学卒業論文作成に関わる親子調査のための東海えほんの森利用者の観察、アンケート調査を実施した。それらの結果を踏まえ、教育教材として、図書 562 冊、視聴覚資料 12 点、雑誌 106 種、新聞 6 紙、データベース 4 種を整備した。また教育環境については、図書

館施設（大セミナー室、中小セミナー室、学習室Ⅰ・Ⅱ、情報学習室、ラーニングコモンズ、雑誌閲覧室、OPAC コーナー、AV コーナー、東海えほんの森、大ホール）に、閲覧席数 368 席、蔵書数 236,561 冊、図書館システム「お気軽図書館 6」を整備している。

西キャンパス 5 号館 2 階の公務員対策講座学習室は LED の照明及び空調機を更新し、パソコンを 1 台設置した。

また、学生生活に関する調査及び意見箱の投函内容に対応し、令和元(2019)年 7 月に禁煙指導室を西キャンパスに設置した。

常備しているピアノ、パソコン、臨床機器などについては定期的なメンテナンスを行い、学生の学修環境を常に整備している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育、福祉など様々な分野で、専門性を持った資格への期待は、今後もさらに大きくなっていく。そのような社会の要請に応え、優秀な人材を輩出するためにも、資格取得を目指す学生の声は今のニーズを反映していると考えられる。したがって、学生の意見や要望を広く、深く把握する取り組みを充実していく。その入り口として、学生生活に関する調査、学生による授業アンケート、意見箱があると考え、それらの分析を教職員が共通理解しながら学生との対話に取り組むことで、そのなかから自発的に学修環境を改善・向上していくための対応が導き出されていくのである。それは、物理的な学修環境の充実・改善だけでなく、心理的な学修環境の充実・改善になっていく。

また、学生のニーズに合わせたグラウンドの整備、生活支援の充実に向けた学生寮の改築、通学利便に対応した駐車場の確保などについては計画的に実施しており、さらなる学生生活の質の向上を図っていく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】平成 30(2018)年度授業アンケート実施資料

【資料 2-6-2】平成 30(2018)年度学生生活に関する調査(日本私立短期大学協会実施)

【資料 2-6-3】平成 30(2018)年度意見箱件数及び回答一覧

【資料 2-6-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程

【資料 2-6-5】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程

【資料 2-6-6】平成 30(2018)年度学生健康診断実施要項

【資料 2-6-7】平成 30(2018)年度保健室業務報告

【資料 2-6-8】東海学院大学体育会に関する内規

【資料 2-6-9】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱規程

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い教養と知識を授けるとともに、職業教育に重点を置く高等教育を施し、「東海学院大学短期大学部学則」第 1 条建学の精神に示した「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」【資料 3-1-1】という大学の使命に基づき、「幼児教育学科」1 学科を設置し、高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成している。近年、社会のグローバル化や高等教育のユニバーサル化が進み、社会からは即戦力となる人材が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになってきている。

また、産官学の連携が強化され、高校と大学との連携が進められているほか、県内でも大学間でコンソーシアムが構築され、地域住民参加型の生涯学習の場も増えている中、本学でも地域に開かれた大学として、建学の精神に立脚した教育目的の達成に努めている。このような現況に鑑み、本学では建学の精神をもとに、幼児教育学科の人材養成及び教育研究上の目的を、「東海学院大学短期大学部学則」第 4 条【資料 3-1-1】に「幼児教育学科は、乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達について専門的知識と技能を有し、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く社会の変化に主体的に対応できる実践力をもった人材の養成を目的とする。」と定めている。

ディプロマ・ポリシーは、本学の『学生便覧』『履修のてびき』【資料 3-1-2】、入学試験要項【資料 3-1-3】、及びホームページ【資料 3-1-4】に掲載するとともに、オープンキャンパスや高校訪問、保護者相談会【資料 3-1-5】などの多くの機会を活用し、幅広く本学教育の理解と周知を図っている。

本学学生に対しては、入学時の新入学ガイダンスの際に、学科別ガイダンス及び教養教育科目「基礎ゼミナール」において『学生便覧』『履修のてびき』を用いて、教育目的、さらにディプロマ・ポリシーについて提示し、教育課程や履修方法と関連付けて新生一人ひとりに説明している【資料 3-1-6】。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーを掲げ、幼児教育の現場で活躍する保育者の育成を目指している。

単位制度については、「東海学院大学短期大学部学則」第 20 条【資料 3-1-7】で「本学の卒業には、第 17 条に規定する修業年限以上在学し、別表教養教育科目及び専門教育科目に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、62 単位以上を修得しなければならない。」と定め、短期大学部における学修は単位制で行われていることを明示している。以下に卒業に必要な最低修得単位数等について記述する。

1. 卒業に必要な最低修得単位数

卒業するためには、2年以上在学し、次の科目区分に従って、62単位以上修得しなければならない。

表3-1-1 卒業に必要な単位数

	必修選択別	最低修得単位数	
教養教育科目	選択・必修 ※1	11単位以上	62単位以上
専門教育科目	選択・必修 ※2	28単位以上	
自由科目	選択 ※3		

※1 「基礎ゼミナール」（1 単位）を含まなければならない。

※2 「保育ゼミナールⅠ」（1 単位）・「保育ゼミナールⅡ」（1 単位）を含まなければならない。

※3 自由科目は上限 10 単位を卒業単位数に算入することができる。

各授業科目のシラバスには成績評価基準が記載されることにより公正な成績評価を保っており、短期大学設置基準第 11 条の 2 及び第 13 条を遵守している。また、厳正な成績評価のため GPA(Grade Point Average)制度を導入して活用している。

単位の認定は、「東海学院大学短期大学部学則」第 22 条【資料 3-1-7】に定められており、単位の認定の可否は成績評価の結果で判定している。授業科目の成績評価の方法は科目ごとに「シラバス」に明記しており、その方法に従って厳正に実施されている。評価は、筆記試験・実技試験・レポート等の結果で行う。成績評価基準は以下のように明示している（「東海学院大学短期大学部履修規則」第 21 条【資料 3-1-8】）。

表 3-1-2 成績評価基準

	評価点	評価	評価基準
合格	90 点以上 100 点以下	秀	特に優れた成績を示した。
	80 点以上 90 点未満	優	優れた成績を示した。
	70 点以上 80 点未満	良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	60 点以上 70 点未満	可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
他大学等の 単位認定	認定	認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。 転学部・転学科等での修得済単位の認定。
不合格	60 点未満	—	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

東海学院大学短期大学部

- 注1) 成績評価の結果、合格した者には単位を与える。
 注2) 前期のみ又は後期のみ授業科目は、それぞれの期末に成績評価を行う。
 注3) 通年の授業科目は、後期末に成績評価を行う。

授業科目には単位数を定め、履修登録を行い、1単位は大学における15時間の授業に加えて30時間の予習・復習からなる自己学修が伴った45時間の学修を行った上で、当該授業科目の行うべき授業回数の7割以上出席し、成績審査により合格と判定されることで認定されるものである。なお、授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている（ただし、単位を計算する上での1時間は45分とし、授業時間割上の1時限は2時間（90分）とする）。本学の授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準は以下のとおりである。

表 3-1-3 授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準

授業種別	単位の基準	備考
講義・演習	15時間の授業をもって1単位とする。	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
実験、実習及び実技	30時間の授業をもって1単位とする。	必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法により行う場合	その組み合わせに応じ、学則に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。	
学外実習等	学修とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、規定に関わらず、時間を定めることができる。	

修業年限は2年（長期履修学生は3年）とし、2年間（長期履修学生は3年）で次に定める単位を修得できない場合は年限を延長することができる（ただし、在学年数は、休学期間を除いて4年（長期履修学生は6年）を超えることはできない）。卒業の認定には、教養教育科目、専門教育科目、自由科目それぞれの所定の単位を含め、合計62単位以上の修得を要件としている。

また、他の短期大学又は大学、教育施設における入学前の既修得単位、科目等履修生の単位認定については、「東海学院大学短期大学部学則」第28条、44条、47条【資料3-1-7】により単位認定の基準を適切に定めており、短期大学設置基準第14条、第16条、第17条を遵守している。

その他の単位認定としては、単位互換制度がある。単位互換制度は、平成15(2003)

年4月から岐阜県内の「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加する大学、短期大学及び高等専門学校によって「単位互換に関する包括協定」が締結され【資料3-1-9】、導入された制度で、岐阜県内の大学等に在学する学生は各大学等が開講している特色ある授業科目の中から希望する科目を履修し単位を修得すれば、在籍している大学等の単位として認定される。受講料は原則無料で、他大学が開設する科目及び授業内容は、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜のホームページ (<http://www.gifu-uc.jp/>) で紹介されている。単位互換科目の中には、科目開設大学へ通学することなくインターネットに接続できるパソコンから受講できるeラーニング授業により実施されるものもある。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学での単位認定は、「東海学院大学短期大学部学則」第28条、第28条第2項、第31条に明記し、学生への周知徹底を図り、各学科の教務委員と事務局の連携のもと、厳正に適用している【資料3-1-10】。

卒業については、教学部教務課が卒業判定に関する資料を作成し、教務委員会にて付議したのち、役職者会議・教授会を経て学長が認定する。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

公正かつ客観的な成績評価を維持し、また更なる改善に向けて、本学では教育研究開発センター【資料3-1-11】における検討が進められている。具体的には、①あらかじめ評価基準を明示したうえで、②公正な評価を実施し、③学生の向学心を高めるために効果的な学習成果の達成を促す評価システムを構築すべきことが全教員に周知徹底され、改善への努力が求められている。

また、役職者会議及び教授会などにおいて進級・卒業要件の厳格化が検討されており、適切な基準を満たしながら標準修業年限で卒業できるよう、きめ細かい指導を今後も維持していく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料3-1-1】東海学院大学短期大学部学則 第1条 第4条

【資料3-1-2】履修のてびき p2

【資料3-1-3】2020年度入学試験要項 p8,9

【資料3-1-4】大学ホームページ

【資料3-1-5】保護者教育相談会資料

【資料3-1-6】シラバス「基礎ゼミナール」

【資料3-1-7】東海学院大学短期大学部学則 第20条 第22条 第28条 44条
47条

【資料3-1-8】東海学院大学短期大学部履修規則 第21条

【資料3-1-9】単位互換に関する包括協定

【資料3-1-10】東海学院大学短期大学部学則 第28条 第28条第2項 第31条

【資料3-1-11】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、基準 1-1-②で述べたように、「東海学院大学短期大学部学則」第 2 条【資料 3-2-1】で建学の精神に基づく本学の目的を「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い教養と知識を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、国際的視野を備え、職業及び實際生活に必要な創造性と行動力を身につけた人材を育成することを目的とする」と掲げている。

この教育理念に基づき本学の幼児教育学科では、「東海学院大学短期大学部学則」第 4 条【資料 3-2-1】で学科の人材養成及び教育研究上の目的を「乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達について専門的知識と技能を有し、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く社会の変化に主体的に対応できる実践力をもった人材の養成を目的とする」と明確に定めている。

このような教育目的に基づき、幼児教育学科では、学生が専門分野の知識や幅広い教養を卒業までに効果的に身につけることができるようにカリキュラム・ポリシーを策定し、教務委員会・役職者会議・教授会の承認を経ている。

カリキュラム・ポリシーは、本学『履修のてびき』、ホームページ及び大学案内に掲載するとともに、オープンキャンパスや高校説明会等でも広く周知するように努めている。また、本学学生には新入生ガイダンス及び各学年進級時ガイダンスで『履修のてびき』を用いて丁寧に説明している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、建学の精神に基づき、幼児教育の現場で活躍する保育者を育成することを社会から期待されている。そのため本学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいた所定の課程を修め、卒業に必要な条件を満たした上で次のような目標を達成した者に学位「短期大学士（教育学）」を授与している。

ディプロマ・ポリシーに掲げる到達目標は、以下のとおりである。

- 1)乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達を支援する専門的知識・技能を習得し、教育及び保育の現場で実践することができる。
- 2)子どもに関わる課題に多方面から主体的に向き合い、他者と協働しながら子どもの心に寄り添ってその成長・発達を援助支援し、課題の解決に取り組むことができる。

3)教育及び保育の現場で主体的に活躍し、社会と連携しながら地域で子どもを育てる活動にかかわる意欲をもつことができる。

本学では、これら二つのポリシーの一貫性について、学生の学修成果を検証しつつ、学科会や教務委員会で随時点検している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づいて「教養教育科目」、「専門教育科目」及び「自由科目」を体系的に編成し、講義、演習、実習及び実技を適切に組み合わせた授業科目を開講している。「教養教育科目」は幅広い教養の涵養かつ専門教育への導入と位置付けられる科目群であり、「専門教育科目」は幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得のための科目と、各自の専門性を身につけ実践力を育成するための学科独自の科目を配置している。「自由科目」には「専門教育科目」に含まれない内容を盛り込み、幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外の資格の取得を支援している。それぞれの科目は各年次に配当され、学生の主体的・自立的な学びを促している。

本学のカリキュラムは、幼稚園教諭免許状と保育士資格のダブル取得が可能な編成となっている。そのために、1年次より専門教育を行って免許・資格に必要な科目を受講することとし、実践を多く含む演習科目を設け、きめ細かく徹底した指導を行うようにしている。

ア 教養教育科目

教養教育科目は専門教育への導入と位置付け、「教養人」の育成を図るものである。教養教育科目では、「基礎教養科目」「キャリアデザイン科目」「言語・情報科目」「健康・スポーツ科目」「基礎演習科目」の学群により、歴史的に蓄積された思想や学問について広く基礎を学び、変化が激しい現代社会において的確に判断できる知性及び知識・技能の習得や、幅広い教養の涵養を目標としている。1年生前期では「基礎演習科目」として「基礎ゼミナール」を必修とし、建学の精神を知ることにより、幼児教育学科の人材養成及び教育研究上の目的と教育内容の理解を通して学修目的を明確にしながら、短期大学における自主的な学修へとスムーズに移行するために必要となる基本的なスタディ・スキルを身につける。

イ 専門教育科目

専門教育科目は、「教育職員免許法施行規則」及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に定められている科目を配置し、それに加えて、各自の専門性と実践力を育成するための学科独自の科目を配置しており、保育者としての専門知識・技能の修得、他者との協力による協働力、教育及び保育の現場で主体的に活動できる力を身につけることを目標としている。実習については適切な時期に設定し、実習先と協力しながら実践力のある保育者の養成を図っている。専門教育科目の中では、「保育ゼミナールⅠ」「保育ゼミナールⅡ」を学科の卒業必修科目とし、オープンキャンパス・大学祭等におけるイベント・ワークショップ等の開催や地域における子育て支援活動の体験等、既存の授業には組み込めない実践活動を行っている。

さらに本学においては、学生の卒業後の進路を考慮し、強みとなる専門性をもつ保育者の養成を目指すために、子ども医療・心理、子どもスポーツ、子ども音楽、子ども造形の「学びの柱」ごとに専門教育科目を編成し、幼児教育・保育の両領域の理解が深められるようにしている。学生は共通の幼稚園教諭並びに保育士養成のカリキュラムを履修した上で、それぞれの適性や興味に合わせた柱ごとの専門科目を履修する。

(ア) 子ども医療・心理専門教育科目

子ども医療・心理では、医療や発達障害分野に強い保育者、子どもの成長過程で生じる様々な問題について「こころ」を理解することからアプローチする方法を身につけた保育者を養成するための科目「子ども医療学概論」「子ども臨床心理学」「カウンセリング」「食育演習」を開講している。併設する東海学院大学が持つ医療・福祉・栄養・心理各分野の人材と施設・設備を優れた教育環境として活用し、きめ細かい教育を行っている。豊富な知識を生かして、「育ちにくさ」をもった子どもや育児に不安を抱える親を支援できる専門家、子どもの心と向き合える保育者など、子どもの成長に貢献できる能力の習得を図る。

(イ) 子どもスポーツ専門教育科目

乳幼児期の子どもの健康と安全を守り、レクリエーション・スポーツの専門的知識を備えた保育者を養成することを目的として、「チャイルドスポーツ」「キッズ・レクリエーション」「ウェイト&エアロビック・トレーニング」「野外活動」の科目を開講している。スポーツに関する知識や技術を幼児教育の指導論と結びつけ、自ら動ける「教育者」として、子どもの発達段階に応じた運動能力の育て方、身体・音楽・造形等の表現を通しての感性の育て方や支援について、理論と実際を学ぶことを目的としている。

(ウ) 子ども音楽専門教育科目

子ども音楽では、幼児に対する多様な指導方法を学び、子どもたちが音楽に親しむ心を育て、子どもの成長に果たす役割の重要性を理解することを目的としている。「リトミック」「ミュージカル」「音楽演習Ⅲ」「音楽演習Ⅳ」の各科目を開講し、様々な音楽的経験を通して音楽能力の向上を図っている。

(エ) 子ども造形専門教育科目

子ども造形では、保育現場で役立つような実践を学ぶ科目「造形教材の研究」「保育教材の研究」「造形と遊び」を開講している。幼児に関わる造形の範囲は非常に幅が広く、特に最近では遊びの中での造形を含む総合表現が重視されるようになってきている。また、新しい素材や教材も随時開発されており、最新の多様な造形活動を学び、主体的にプランを考えながら実践的な技能を身につけることを目的としている。

ウ 自由科目

自由科目は、幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外の資格を取得するために必要な科目群である。なお、それらの資格取得の必修科目には「教養教育科目」「専門教育科目」に含まれるものもあるため、具体的には、「自由科目」に関係する資格は、「レクリエーション・インストラクター」「スポーツ・レクリエーション指導者」「こども音楽療育士」「秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「スポーツリーダー」「競技別指導者（受験資格）」の7種の資格となる。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育科目は、「基礎教養科目」「キャリアデザイン科目」「言語・情報科目」「健康・スポーツ科目」「基礎演習科目」の学群に大別することができる。履修基準年度は多くの科目で1年次としており、早い時期に専門教育を学ぶ基礎作りを行うことを目的としている。

「基礎演習科目」では、建学の精神についての概括的な理解を与えるために「基礎ゼミナール」を必修とし、学士課程への円滑な移行に必要な学修を通じて主体的・自立的な学修態度を養っている。

「言語・情報科目」のうち言語リテラシー科目では、外国語コミュニケーション能力を育成することで国際性を高めるとともに保育現場の実情に鑑み、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を平成30(2018)年度に「保育の英語Ⅰ」「保育の英語Ⅱ」と改めた。教科書は保育現場を舞台とした内容のものを採択し、附属幼稚園の英語活動を参観する機会も設け、現場に主体的に対応できる知識と技能を学んでいる。

情報リテラシー科目「コンピュータリテラシー」では、コンピュータやネットワークの扱い方から情報の扱い方に至るまでの基礎知識と能力を身につける。情報化社会の中で幼稚園や保育所でも同様にIT化が進んでおり、情報を扱うために必要な知識と能力(情報収集・分析・整理能力)が求められている。当たり前のようにコンピュータを活用できるよう、ワープロソフトの習熟を通して実践力を養成する。

「キャリアデザイン科目」では、自らの夢を実現するためには今何を学び、いかに自らの能力を伸ばすのかを考える。また、社会人として必要なビジネスマナー・スキルを磨き、地域連携や社会的・職業的自立を目指す「プレゼンテーション」「キャリアデザイン」「インターンシップ」といった科目を開講している。

「健康・スポーツ科目」は、「スポーツ科学入門」「スポーツ実践」により、健康の概念や健康を保つための知識を学ぶとともに、様々なスポーツ実技を通して身体を動かす楽しみや充実感を味わう。また、健康な身体を維持する考え方や方法を通して、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度を養っている。

「基礎教養科目」では、「子どもカルチャー」「子ども医療(健康)」で専門教育を見据え、専門教育の内容につながる子どもの文化や健康について全般に学ぶ機会を設けている。「変わるメディアと社会」「日本国憲法」では現代の様々な社会問題に目を向け、よりよい社会を作り上げる力を養い、「数理」では数学的発想法や科学の基礎概念をわかりやすく取り上げ、将来の仕事に役立つ数学的なものの見方や考え方を身につけていく。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育方法については、開設する科目の内容と目的及び教育効果を考慮して、それぞれに講義形式、演習形式、実技・実習形式の授業方法をとることとしている。オムニバス形式及び共同授業形式を採用している科目の場合は、担当教員間での綿密な打合せを実施し、教育効果を上げるように図っている。

教養教育科目の授業の多くは1年次に開講し、特に「保育の英語Ⅰ」「保育の英語Ⅱ」「コンピュータリテラシー」は確実にそのスキルを獲得させるために少人数編成で授業を行っている。専門教育科目においては、演習は40名以下での授業を行い、確実に知

識・技能を学修できるよう配慮している。

多くの科目で「主体的・対話的で深い学び」を引き出すことを目指し、課題に対してグループディスカッションや実技発表等の学生主導型授業を通して理解を深めている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

常時カリキュラムの検討を行い、改善策を定めて学内に周知するとともに、ホームページなどを通じて公表していく予定である。学科と教務委員会・教学部教務課との協働により、学科の教育目的に即しながら、教育内容の充実と学修成果の向上につながるカリキュラムの改善に努めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】東海学院大学短期大学部学則 第2条 4条 28条 29条 30条 31条 50条

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」に基づき、教育・保育の課題について実践的な教育を展開してきた。三つのポリシーのもとで教育を実施し、幅広い教養、深い専門知識、高い技術を身につけ社会に貢献する人材育成をめざしている。

学生の履修登録・成績・単位修得などの情報は、事務局においてコンピュータ管理されており、必要に応じていつでも確認できる状態にある。FDの一環として実施している授業評価アンケート調査結果と比較・検討することで、授業評価及び教育目的の達成を客観的に把握できるようにしている。学科ではクラス担任や資格担当教員が、個々の学生の学修状況及び資格・就職状況の把握に努めており、必要に応じて個人面談などを通じて、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

履修要項・シラバスには、各科目の授業目的や到達目標、評価方法と基準、各科目の授業内容、事前・事後学習を明記しており、各科目責任者は、その目標と評価基準をもとに達成状況を客観的に点検・評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックに関しては、講義、演習、学内実習の科目において授業前半に授業評価アンケートを令和元（2019）年から実施している。その内容は、学生が自身の学修姿勢を振り返る項目と、教員の授業の進め方を含めた指導方法に関する項目、学習内容の理解、学門への関心、意欲の向上に関する項目から構成されている【資料 3-3-1】。

本学では、教学部教務課が配布と回収を行い、回収したアンケート用紙を速やかにコピーし、その科目担当教員に直ちにフィードバックしている。このような方法を実施する理由は、各項目の評価状況や自由記述欄に学生が自由記述した内容を科目担当者が早期に把握し、自己評価に役立てるだけでなく、進行中の授業や次の学期の授業準備に活用するためである。科目担当者は、各項目の5段階評価の状況と自由記述内容を関連付けて分析することができるので、次の授業の改善点を具体的に検討できる。

科目担当者は、授業評価アンケートの結果をもとに、改善点や工夫点等、今後の取り組みに関する回答を行っている。

このような取り組みを介して、大学としての教育の質の保証を担保し、学修指導等の改善を図り、学生の授業に関する満足度の向上に努めている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

毎年、前期後期の2回において学生による授業評価を実施し、その結果に対して科目担当教員から、担当科目の分析と改善点や工夫点に関する回答を提出してもらっている。しかし、次年度に向けた授業の改善・工夫に関しては担当教員に任されており、学部や学科及び学年としての分析や活用までには至っていない。教育の質向上を図るためにも、授業評価アンケート結果の分析やその活用について検討したい。また、本学のディプロマ・ポリシーをふまえた学修成果の点検・評価方法についても検討をしたい。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 FD シート

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「人格高潔にて学識に富み、法人の教育研究方針を実現する教学面の責任者であると共に、理事会の重要な一員として法人の経営に参画するに相応しい者でなければならない。」と東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則第2条（学長の資格）に定められている【資料4-1-1】。また、大学を代表し、「学校法人神谷学園 寄附行為実施規則」第5条【資料4-1-2】に「本法人の設置する東海学院大学及び東海学院大学短期大学部（以下「本大学」という。）の学長は、本大学の校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されている。第一号理事及び第一号評議員でもある学長は、理事会の経営方針を踏まえ、各委員会及び学科会の各組織との連携機能を活用しながら、役職者会議、教授会の議長として、リーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「東海学院大学短期大学部学則」【資料4-1-3】に基づき、全学的な管理運営は、同学則第6条により、学長があたっている。学長の下に図書館長、学科長を置き、毎月1回定期的に学長が議長となって、大学の教員の他に事務局からの各担当部署の各部長職員も構成員となっている、役職者会議を開催し、大学の管理運営上の諸問題について協議決定を行っている【資料4-1-4】。学科の管理運営については、同学則6条に基づき学科長を置き、学科長が学科における教育・研究上の種々の案件を処理している。また、学科会での協議や連絡事項は役職者会議で協議・検討された後、教授会で諮られている。

学長、学科長、図書館長その他の主要な役職者の任命については、「学校法人神谷学園就業規則」【資料4-1-5】、「任用規則」【資料4-1-6】、「東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則」【資料4-1-1】、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準」【資料4-1-7】、「学校法人神谷学園における専門助手に関する規則」【資料4-1-8】等に基づき大学の役職者会議の決議を経て行う。また、「東海学院大学短期大学部教授会規程」【資料4-1-9】に基づき教員が委員となる委員会が置かれ、各委員会は各々の案件や課題について、各学科から選出された教員及び関連部署の事務職員を構成員として、協議処理している。以上のように役職者会議、教授会、学科会、各種委員会等、大学の管理運営に関して、権限が適切に分散され、責任も明確化された効

果的な執行体制を確保している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

法人は、大学の管理運営を適切に行うため、「学校法人神谷学園組織規則」【資料 4-1-10】、「学校法人神谷学園文書管理規則」【資料 4-1-11】、「学校法人神谷学園文書管理細則」【資料 4-1-12】等を定め、事務組織及び所掌事務等を適切に行っている。組織規則のとおり事務局に総務課、教務課、学生生活課、入学試験課、大学広報課、学生就職課、図書館、保健室、学生相談室を置き、専任職員 6 名、非常勤職員 3 名が配置されて学生の大学生活や教員の教育・研究について支援を行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後、現状の機能を維持しながら、学長の効果的かつ適切なリーダーシップの発揮に努めていく。

【エビデンス・資料編】

【資料 4-1-1】 東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則

【資料 4-1-2】 学校法人神谷学園 寄附行為実施規則

【資料 4-1-3】 東海学院大学短期大学部 学則 第 6 条

【資料 4-1-4】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 4-1-5】 学校法人神谷学園就業規則

【資料 4-1-6】 学校法人神谷学園任用規則

【資料 4-1-7】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 4-1-8】 学校法人神谷学園における専門助手に関する規則

【資料 4-1-9】 東海学院大学短期大学部教授会規程

【資料 4-1-10】 学校法人神谷学園組織規則

【資料 4-1-11】 学校法人神谷学園文書管理規則

【資料 4-1-12】 学校法人神谷学園文書管理細則

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任等については、「任用規則」【資料 4-2-1】及び「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準」【資料 4-2-2】に定め、短期大学設置基準第 20 条の 3 に基づき、教員構成の年齢的バランスに配慮しながら、教員の最終学歴と学位、

研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等を考慮して、採用・昇任人事を実施している。採用の結果は役職者会議【資料 4-2-3】の承認を得るとともに、教授会【資料 4-2-4】報告を経て、学長が理事長の承認を得ることになっている。なお、新採用教員は、「学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則」【資料 4-2-5】及び「学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則」に則り、任期制を適用することになっている【資料 4-2-6】。

平成 27(2015)年度における本学の学科の教育目的及び教育課程に即した教員の現員は、エビデンス集（データ編）【様式 1】に示すとおりであり、短期大学設置基準第 13 条の別表第一及び別表第二の基準上の必要な教員を配置している。また、短期大学設置基準にある「設置基準上の必要専任教員数の半数以上は原則として教授とする。」についても、専任教員 13 名のうち、教授は 7 名、准教授は 1 名、専任講師 4 名、助教 1 名であり、学科において設置基準上必要な専任教員数を上回る配置をしている。専任教員の取得学位は、博士 1 名、修士 7 名であり、それぞれの研究領域において十分な研究業績を持っている【表 4-2-1】。

また、教員組織年齢構成については、30～39 歳が 1 名、40～49 歳が 2 名、50～59 歳 4 名、60～69 歳が 5 名 70 歳以上が 1 名となっており、教育水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない構成になっている。

また、「東海学院大学短期大学部学則」第 30 条【資料 4-2-7】に定める幼稚園教諭二種免許状の教職課程に関する専任教員数は、教職課程認定基準を満たしている。さらに、「東海学院大学短期大学部学則」第 31 条【資料 4-2-7】に定める保育士の資格を得させるための教職課程に関する専任教員数は、指定保育士養成指定施設基準を満たしている。

表 4-2-1 短期大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数

(令和元(2019)年 5 月 1 日現在)

学部	学科	基準	現員
短期大学部	幼児教育学科	8(3)	13(7)

※()内は教授の数

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

ア 新任教育職員研修会の実施

本学では、新年度 4 月に就任した新任教員を対象として、学長及び職員による新任教育職員研修会を実施している。研修会は本学の設置趣旨、教育研究上の理念・目的を理解するとともに本学の求める教員像を自覚・認識し、本学の教育研究環境に適応して職位を完遂してもらうための研修会である。令和元年(2019)年度は、4 月 1 日(月)に実施し、新任教育職員 14 名が参加した。参加者からは本学での教育研究を实践する上で非常に参考となる研修会であったこと、また初めて教員として携わる新人の助教からは教育の基礎を確認するうえで非常に有用な研修会であったと評価された。

イ FD 活動実績

教員による教育内容・方法の改善や工夫・教育研究活動に必要な資質・能力向上への取組のための FD 活動内容は、学生による授業アンケートの実施【資料 4-2-8】、学内一般公開型授業相互参観の実施【4-2-9】、学術セミナーである。令和元(2019)年に実施した学術セミナーの内容は9月11日と12日に研究倫理講習会と科学研究費助成事業講習会(9月11日のみ)を開催した。幼児教育学科のFD活動は表4-2-2のとおりである。

表 4-2-2 FD 活動実績

回数	実施日	内容
1回	4月1日	「新任者研修会」 建学の精神並びに幼児教育学科の教育研究上の目的等を中心に研修を行った。
2回	4月4日	「保育者へのあしあと」の活用について 履習履歴、学習内容の理解度の把握及び教育実践演習に向けて、教職履修カルテの活用について共通理解を深めた。
3回	4月22日	「保育ゼミナールⅠ並びに保育ゼミナールⅡの実施計画について」 実践活動の見学と参加、研究発表会の計画・準備について検討した。
4回	5月20日	「准学校心理士の導入についての検討」 追加資格である准学校心理士の導入について検討した。
5回	5月28日	「公務員試験対策講座実施の検討」 本学教員による講座の開催と実施計画について検討した。
6回	6月17日	「FD活動の現状と課題についての検討」 学内一般公開型授業相互参観と授業アンケートを省察し、変更点、改善点を検討した。
7回	6月17日	「令和2年度カリキュラムの点検と見直し」 専門科目の幼保共通科目と上級秘書士の授業科目について省察し検討した。
8回	7月15日	「認定病児保育スペシャリストの導入についての検討」 追加資格である認定病児保育スペシャリストの導入について検討した。
9回	8月7日	「2021年新制度入試の現状と課題についての検討」 新制度入試の現状と課題について検討し、意見交流を行った。
10回	8月7日	「ハラスメント防止・対策に関するマニュアルについて」 ハラスメント防止・対策について講習会を実施し、意見交流を行った。
11回	9月11日	「公務員試験対策講座についての検討」 本学教員による講座の開講と外部講師による教養科目対策講座について検討した。
12回	11月21日	「入学前教育の見直しと改善について」

		短期大学部での学習に結びついた次年度教育の見直しについて検討した。
--	--	-----------------------------------

(ア) 学生による授業アンケートの実施

学生による授業アンケートは、平成 26 (2014) 年度後期より四年制大学と合同で行っている。授業アンケートは教育目的の達成状況を点検するために年 2 回前期と後期において行い、その結果を教員にフィードバックして、担当科目の効果的な授業展開や授業科目の改善に役立て、客観的に検証・評価している。令和元(2019)年度の授業アンケートは、FD 委員会が指定した 1 科目と担当教員が調査したい科目 1 科目以上の合計 2 科目以上を対象とした。FD 委員会が指定した科目とは、客観的な集計値となるよう担当科目の中で受講生が最も多い科目にした。従来までは全科目を対象としていたが、集計処理に時間がかかり、授業改善資料として活用できていなかった。その反省から対象科目を限定し、アンケート結果を速やかに担当教員に渡すことにより、学期期間内の授業改善に役立てることができる資料となった。当該年度前期は、アンケート内容の見直しが行われたため専任教員のみとし、後期からは専任教員と非常勤教員全員を対象とした。

また、出席不足による単位不認定者を防止するため、どの授業科目も 3 回欠席した時点で学科長に報告し、これに基づいて担任教員が指導している。平成 27 (2015) 年度からは、学生が Web 上で自身の出席状況の確認ができるようになった。

(イ) 学内一般公開型相互授業参観の導入

平成 20 (2008) 年 4 月より「学士課程レベルの FD が義務化」された。ここでいう義務化は、設置基準にある「授業内容及び方法の改善」を指している。

本学ではこれまで、授業評価アンケートの実施や外部講師による研修会を実施してきたが、従来の方法だけでは十分な FD 活動とは言えず、このような課題を解決するために、平成 25 (2013) 年度より「相互研修型の公開授業」などを実施、平成 26 (2014) 年より「学内一般公開型授業相互参観」を導入、平成 27 (2015) 年度より短期大学部も含めた全学的な活動として取り組んでいる。相互授業参観を導入することで PDCA による授業改善を図り、教員の資質、能力向上の取り組みを計画し実施している。

この活動は、前期と後期の定められた期間に専任教員と非常勤講師全員が、原則すべての担当科目を学内一般公開型相互授業参観として実施している。令和元(2019)年前期の公開日は7月8日～7月19日、後期は12月9日から12月20日までの2週間を公開授業期間とし、最低1回は参観することを推奨している。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 4-2-1】 任用規則

【資料 4-2-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 4-2-3】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 4-2-4】 東海学院大学短期大学部教授会規程

【資料 4-2-5】 学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則

【資料 4-2-6】 学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則

【資料 4-2-7】東海学院大学短期大学部学則 30 条 31 条

【資料 4-2-8】東海学院大学短期大学部 FD 委員会規程

【資料 4-2-9】2019 年度前期授業アンケート（学生による授業評価）実施要領等

【資料 4-2-10】2019 年度前期 FD 活動としての「学内一般公開型授業相互参観」推進について

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学全体の教育内容・方法及び学習指導等の点検結果のフィードバックについては、教育開発センターが中心となり、授業アンケートから得られたデータは、教員及び学生に公表されている。公表の際、教員が担当した科目から 2 科目以上にマニフェスト（授業アンケートに対するフィードバックコメントの作成）を記すことを義務付けており、授業の点検・改善に結びつけている。

また、学科のクラス担任は、各学期の講義開始前に行われる学科ガイダンスにおいて成績表を一人ひとりの学生に手渡すとともに、保護者に対しては郵送にて配布している。

問題を抱えている学生については、別途個別の面接を実施して問題解決に向けた指導を行っている。また、毎月開催される学科会に指導結果が報告されるとともに、問題解決に向けた方策が検討される。本学では、このような学生への細やかな指導で、個々の学生状況を全教員で共有し、学習指導等の改善に生かすよう努めている。今後も引き続き継続する予定である。

新任教育職員研修会、学術セミナー、学生による授業アンケート、学内一般公開型相互授業参観は従来の内容を維持するとともに、実施後の教員アンケートに記載された希望や要望等を十分に把握し、教育能力向上に資する FD 活動の改善に努める。また FD 委員会は、研修授業アンケートの内容を精査し、相互授業参観の参観率が高まるよう検討するとともに、共通する高頻度の問題点を抽出して授業改善に繋がるような研修会を実施したい。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、事務局総務課が職員の資質・能力向上を図るための部課長会議【資料 4-3-1】を通じて、各課に実行を促すとともに、学外で実施される職員研修に積極的に参加している。また、私立短期大学協会の実施する教職員研修会には、必ず事務局から参加するようにしている【資料 4-3-2】。

東海学院大学短期大学部

平成 30 (2018) 年度は、事務局移動に伴う業務が停滞しないよう、移動時期及びその要領について計画表を作成し万全を期し問題なく移動を完了した。

収容定員の変更に伴う文科省への届出については、各課作業分担し、総務課より定められた期限内に提出をした。

表 4-3-1 職員研修状況

部課名	参加延べ人数	主な研修概要等
総務課	10	私立大学関連、国際協会理事会、メンタルヘルス、ビジネス交流会、経常補助金説明会、事務担当者研修会、コンソーシアム関連
教務課	11	修学支援新制度説明会、教務担当者研修会、コンソーシアム関連、キャンパスプラン・ユーザー説明会、化学研究費助成事業説明会
学生生活課	7	高等教育修学支援新制度説明会、発達障害支援者向け説明会、地域留学生交流推進協議会総会、出入国在留管理局情報交換会、学生指導研究会、介護福祉士等修学資金貸付事業連絡会議
学生就職課	21	就職部課長相当研修会、就職・キャリア支援担当者セミナー、就職・採用（情報交換会）、求人 NAVI 報告会、JOB フェア、中部学生就職連絡協議会、労働法の教え方セミナー、進路指導研究会、雇用対策懇談会、幼稚園教育懇談会、学生ボランティア・地域ネットワーク推進協議会、全国キャリア教育・就職ガイダンス
入試広報部	12	出入国在留管理局情報交換会、全国大学入学者選抜研究連絡協議会、入学者選抜・教務関係連絡協議会、攻める推薦・AO 入試を考える会、著作権セミナー、大学講演会、進研アドセミナー、修学支援新制度説明会、私立大学協会関連、大学・高校実践ソリューション
図書館課	3	初任者専用研修会、全国図書館協議会
計	64	

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学を取り巻く状況は厳しさを増していることから、今後も事務局 SD 研修会、大学合同 SD 研修会等の実施及び私立短期大学協会等の研修会への参加を継続的に行うことで職員個々の資質、能力向上を図っていく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】平成 30(2018)年度・31(2019)年度 部課長会議議事録

【資料 4-3-2】私立短期大学協会主催 教職員研修会

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

大学教員としての使命である教育研究活動が十分に実施できるような研究環境を整備している。東海学院大学短期大学部のすべての専任教員に対して、1号館内、5号館内、6号館内、7号館内及び体育館内に教員研究室（13室）を設けている。7号館にある保育実習室「あそびの森」【資料 4-4-1】は、地域の方々とのコミュニケーションや遊びの支援を通して、実践力やコミュニケーション能力向上に活用している。また、裁量労働制を導入し、研究活動にも専念できる体制を取っている。

図書館機能については、教育・研究及び学習上必要とする図書館資料の収集、整理及び保管を行い、本学の学生、教職員等の利用ができるように図書館利用者サービスの向上に努めるべく図書館を運営している。本学の図書及び学術雑誌等も整備されている。

教員の研究活動に関するソフト面では、研究成果発表や専門領域の最新情報収集・調査研究のために、大学から支出された個人研究費を使用しての国内外学会・研究会等への出張は、学内業務に支障がない限り自由に認められている。ただし、その運用・管理については出張申請書（兼）出張旅費精算書を事前に申請し、出張終了後は14日以内に出張報告書を提出し、旅費の精算を行うことになっている【資料 4-4-2】。

本学では、学術研究報告編集委員会が「東海学院大学短期大学部紀要」、「東海学院大学研究年報」を毎年発行しており、平成31年（2019）で「東海学院大学短期大学部紀要」第45巻、「東海学院大学研究年報」第13巻となった。また、掲載に当たっては質の向上を得るために査読システムを導入している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用を図るために、「公的研究費等の運営・管理及び監査に関する規定」、「研究費の不正行為等への対応に関する内規」、「公的研究費等の適正な使用に関する行動規範」、「公的研究費等の不正使用に対する取扱い規定」、「研究活動に係る不正行為の防止および不正行為への対応に関する内規」を定め、個人及び公的研究費等を使用して実施される研究活動を厳正に運営することとしている【資料 4-4-3】。また、科学研究費を含む研究費等の不正使用を防止するための研修会や適宜、文書により周知徹底図っている。研修会や説明会に出席した者に限らず、欠席者についても後日、資料を配付し、研究費等不正使用の防止を図っている。

研究テーマ及び研究方法等の倫理的判断を研究者及び大学が共同で責任を持つために、

研究倫理委員会を設置し、提出された研究計画書の倫理審査を申請があればその都度実施している【資料 4-4-4】。また、研究倫理委員会では教職員を対象として研究倫理に関する研修会を原則毎年度実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費に関して、個人研究費が支給される。本学では、「学校法人神谷学園旅費規則」【資料 4-4-2】に基づいて、国内の所属学会あるいはその関連学会の全国大会に出張する場合に、年度内3回を限度として必要経費を支給している。(年間6万円まで) また、国際学会への出張については、「学校法人神谷学園外国旅費規則」に基づき、国際学会等に出張する教員に対して旅費の一部を補助している(年1回10万円まで)【資料 4-4-5】。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

専任教員による研究活動への支援はきわめて重要である。そこで授業科目負担の適正化、教学部、入試広報部等本学職員と協働して様々な学事を担当する教員の負担を考慮した授業科目の軽減措置、教育支援の拡充を図り、外部資金獲得支援の他、研究環境整備に向けた方策を実施する。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 4-4-1】「あそびの森」資料

【資料 4-4-2】学校法人神谷学園 旅費規則

【資料 4-4-3】東海学院大学短期大学部 東海学院大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

【資料 4-4-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程

【資料 4-4-5】学校法人神谷学園外国旅費規則

【基準4の自己評価】

教学マネジメントについては、学長権限の強化を図るべく諸規程を改正するとともに、教学の運営体制を1部3課体制へと移行させ、権限の適切な分散と責任の明確化を図った。3課体制とした事務組織では、職員の適切な配置と役割を明確化して機能的な教学マネジメント体制を確立した。各種委員会は教員と職員が同等に委員構成又は書記として参画する教職協働体制を構築した。各委員会からの報告・発議・提案は学長へ起案することとなっており、学長の意思決定に寄与するとともに、全学的な教学マネジメント体制を構築しているといえる。

教員組織においては、関連する学校教育法・学校教育法施行規則・短期大学設置基準等に基づき誠実に運営している。また、教員の採用・昇任については適切な選考基準を定めて教員に周知されており、規定等に則り厳正に運用されていると評価できる。

教育内容・方法等の改善及び大学運営への資質・能力向上のためのFD及びSD研修会、またFD・SD合同研修会は計画的・組織的に実施されており、今後も工夫・改善を試みながら継続していく。

研究支援については、共同研究室等に一部改善の余地があるものの、研究環境は一定

程度に整備されている。研究倫理規定等を確立し、定期的に研修会などを開催し、適正な研究が実施できるようにしている。研究資金については、個人研究図書費など、大学から研究活動への資源配分も行われている一方、競争的資金の獲得を支援する取り組みも行われていることは評価できる。

以上から、本学では教員・職員についての基準4を満たしていると判断する。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人神谷学園（以下「本法人」という。）は、「学校法人神谷学園寄附行為」【資料 5-1-1】、（以下、「寄附行為」という。）第 3 条に設置の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、短期大学部その他の施設を設置して、教育及び研究を行い、並びに国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする」と定め、国際性、創造性及び行動力豊かな教養人を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法を遵守して運営を行っている。

高等教育機関としての社会的責務を果たすため、短期大学部の管理運営体制については、学長の下に役職者会議、教授会及び学科会が置かれ、教育研究に関する審議や連絡調整が行われている。本法人の管理運営のための関係諸規定は、「学校法人神谷学園運営協議会規則」【資料 5-1-2】、「東海学院大学短期大学部学則」【資料 5-1-3】、「東海学院大学短期大学部役職者会議規程」【資料 5-1-4】、「東海学院大学短期大学部教授会規程」【資料 5-1-5】等で明確に定められており、これらの諸規程は、「学校法人神谷学園諸規程綴」として編纂され、関係部署に設置され適宜関係者に活用されるなど、規律と誠実性ををもって運営を行っている。

以上のとおり、経営の規律と誠実性の維持が表明されていると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人神谷学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人神谷学園運営協議会規則

【資料 5-1-3】 東海学院大学短期大学部学則

【資料 5-1-4】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 5-1-5】 東海学院大学短期大学部教授会規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、学園の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整えている。【資料 5-1-6】、学校法人神谷学園寄附行為第 19 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置し、適時開催している。【資料 5-1-1】

建学の精神のもと、優れた人間性のための大きな基礎となる教養教育や社会人教育はもとより、各専門科目の教育のため、短大部の教育理念や学科の教育目標の内容の精査

と充実化を一層推進し、教育研究組織の適正な編成に努め、また管理運営組織の効果的活動を促進し、日本の社会に優れた人材を送り出すことのできる、地域における高等教育機関として教育の質の向上のための絶え間ない努力が払われている。短期大学部は、「大学改革実行プラン」、「学士課程教育の質的転換に向けて」等の方針を受けて平成 26 年度以降、「学士課程教育の在り方を厳密に再点検し「専門知識として持つだけではなく、それが実際に社会で役立つための教育」及び「社会への適応力や実践力が身につく教養教育」の徹底という目標に向けて学科を挙げて教育の質の向上のための改革と実践に努めてきている。また、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方」、「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」及び「地域の求める人材ニーズの多様化に対応し、地方公共団体や企業等と連携して、実践的プログラムの開発や教育体制の確立など、「実学」を一層重視した、地域産業を担う高度な人材の育成を推進するための大学教育の在り方」を重視し、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」づくりに常に取り組みできており、高等教育機関としての使命・目的を実現するため、教育・研究の質の向上と社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。

以上のとおり、使命・目的の実現への継続的な努力が行われていると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-6】 学校法人神谷学園理事会会議規則

【資料 5-1-1】 学校法人神谷学園寄附行為

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

ア 環境保全

環境保全への配慮としては、校内には、学生生活に必要な各施設が設置され、学生寮とともに有効的に利用されている。校内の設備については、用務職員が学内の清掃活動とともに見回りをを行い適切な管理に努めている。教育施設については、教職員の協同による管理も行われており、不備があれば総務課に連絡され、改善が行われている。禁煙については全館禁煙としている。また、防犯対策として巡回警備や防犯カメラを設置して監視体制の強化と犯罪抑止に努めている。

イ 人権への配慮

人権への配慮については、「学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報取扱いについて」【資料 5-1-7】、「学校法人神谷学園セクシャル・ハラスメントの防止に関する細則」【資料 5-1-8】を定め、教職員に周知して基本的人権の保護に努めている。また、東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権委員会や障害学生支援委員会が積極的に活動しており、「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権侵害に関する対処のガイドライン」【資料 5-1-9】、「障害等のある学生支援に関する基本方針」【資料 5-1-10】等を定めて、教職員及び学生における個人の尊厳や両性の平等の実現のための健全な環境を保障し、維持することに努めている。

ウ 安全への配慮

安全管理については、「学校法人神谷学園危機管理規則」【資料 5-1-11】、「学校法人神谷学園防災管理規則」【資料 5-1-12】、「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル」【資料 5-1-13】、等を整備して、学生及び教職員に周知徹底を図っているほか、消防署の協力を得て防災訓練を毎年実施している。また、AED（自動体外式除細動器）を学内3箇所を設置して、教職員や学生に対して操作方法の研修会を実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-7】 学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて

【資料 5-1-8】 学校法人神谷学園セクシャル・ハラスメントの防止に関する細則

【資料 5-1-9】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権侵害に関する対処のガイドライン」

【資料 5-1-10】「障害等のある学生支援に関する基本方針」

【資料 5-1-11】 学校法人神谷学園危機管理規則

【資料 5-1-12】 学校法人神谷学園防災管理規則

【資料 5-1-13】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル」

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学部などの高等教育機関を取り巻く社会環境は、18歳人口の激減とともに急激に変化し、高等教育も益々、その教育目的や教育方法のあり方、そして社会的役割の真価を問われる時代となってきている。平成29年以降、本学は、5年間の教育政策の目標と施策を示す「第三期教育振興基本計画」に基づく今後の大学の機能別分化の枠組みのイメージの提示及び平成30年秋の中央教育審議会答申の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を、重要な方針として捉えてきている。本学はこれまでも、明確な職業観と目的意識を持つ学生や学び直しの強い意志を持つ社会人などが、教養性や社会性の涵養を基礎として専門性の高い職業人となることを目指し、実践的な知識や技術を学び、資格を取得するために普遍的な学びの場の提供を実践してきたが、今後もさらに信頼されうる教育機関を目指していく。経営の規律と誠実性は適切に機能していると評価しているが、今後も時代に即応できる運営体制の整備を行い、法人及び短期大学部の経営の規律と誠実性の維持に努め、教育・研究・社会貢献活動を推進していく。

環境保全への配慮について、CO2削減のための省エネ対策や災害時の水や食糧備蓄等に関しては、規定の整備や組織づくりによる一層の取組みが必要である。

安全への配慮について、教職員安全確保と健康の維持増進を図り、快適な教育研究環境や作業環境を形成するため、衛生委員会を中心に花粉症対策、メンタル・ヘルス、食中毒、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、結核、熱中症等の注意喚起を促進する必要がある。また、学生の防犯対策についても一層の取組みが必要である。

今後とも、法人及び短期大学部の経営の規律と誠実性を維持していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為に基づき本法人の最高意思決定機関として位置づけ、法人の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し、適正に機能している。理事定数は、寄附行為で 7 人以上 10 人以内と規定している。理事の選任区分は、第 1 号理事は「学長」、第 2 号理事は「評議員のうちから評議員会において選任された者 2 人以上 4 人以内」、第 3 号理事は「学識経験者のうちから理事会において選任された者 3 人以上 4 人以内」としている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任することとしており、寄附行為に基づき適正に選任されている。【資料 5-2-1】

理事会は、ほぼ毎月の定例会及び必要に応じて開催しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規定の改廃、設置している各学校の学部学科の構成等について審議・決定、学則に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。理事及び幹事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状は適切である。監事は常時 2 名が理事会に出席し、法人の業務と財務状況について監査報告を行っているほか、審議事項について意見を述べるなど適切に機能している。

法人の運営に係る重要事項は、理事会で決定する前に、短期大学部及び法人事務局の関連部署と短期大学部関連委員会での審議を通じて検討、意見調整して法人側と教学側の意思疎通を図っている。

以上のとおり、使命・目的の達成に向けて戦略的意志決定ができる体制が整備され、適切に機能していると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条、7 条、8 条、19 条、21 条、22 条、23 条

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

急激に変化する現代社会において短期大学部の管理・運営を適切に行っていくために、法人の意思決定は的確かつ機動的でなければならない。使命・目的の達成に向けて、今後とも社会の要請に応じた的確な意志決定を可能とするような理事会の運営を維持・継続させていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の運営に係る重要事項は、理事会で決定する前に、短期大学部及び法人事務局の関連部署と短期大学部関連委員会で協議を行い、法人側と教学側とのコミュニケーションによる意思疎通を図っている。また、戦略的な意志決定のために年 5 回程度で「学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部連絡協議会」【資料 5-3-2】が開催されている。同会議の構成員は、理事長、両大学学長、学部長、学科長、図書館長、大学総務部長、教学部長、広報部長、法人総務課長、財務課長、企画室長等であり、法人及び各部門の管理運営の課題や将来構想、その他法人や短期大学部全般の重要事項について意見調整を図るなど、法人及び短期大学部の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化に適切な役割を果たしている。

寄附行為【資料 5-3-2】により、理事会に、大学学長及び短期大学部学長 2 名、前大学学長、元短期大学部事務局総務部長の 4 名、評議員会では、12 名の教職員（教員 7 名、事務職員 5 名）が入り、法人の運営に係る重要事項の審議にあたり、教学の立場から意見を述べている。また、短期大学部における教学側の各種委員会（全 16 委員会）について、図 5-3-1 に示すように、事務局から関連担当職員が構成員として参加するという教職員の協同的な組織となっており、教職員同士のコミュニケーションによる意思疎通や様々な連携が図られている。

以上のとおり、法人及び短期大学部の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化が適切に行われていると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人神谷学園寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部連絡協議会規則

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人のガバナンス機能としては、監事の監査業務がある。監事は、寄附行為【資料 5-3-1】に基づき、法人の理事、教職員及び評議員以外の者から、理事会で選出した候補者について評議員会の同意を得て、理事長が選任している。2 名の監事が寄附行為に規定される職務に従い監事監査を行い、また、各年度の決算について監査し、監査報告書により理事会及び評議員会に報告するとともに、理事会と評議員会に出席して意見を述べている。監事は文部科学省が開催する学校法人監査研修会などに参加して、監事監査の質の向上に努めている。また、「学校法人神谷学園内部監査規則」【資料 5-3-3】を定め、理事長が職員の中から選任した内部監査室長と監査担当者が、法人の業務について、諸々の活動の有効性や適法性、会計処理、財産管理及び事務の効率性など監査等を行い、必要に応じて理事長に意見を述べることをしている。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務の基本的な方針を「盤石な経営・財政の安定に基づく教育、研究の充実と発展」とし、安定的な収入財源を確保する中で、将来や社会ニーズを見据えた特色あるや教育や質の高い教育を展開していくための財政体制の強化と財務指標数値に基づくリスクマネジメント体制の構築を方針とした中長期的な財政計画を立てている。具体的な中長期計画としては、2年～8年先までの施設設備整備計画案に対応する財源確保を主に策定し、年度毎の事業計画へ反映させている。

各予算単位部門で立案された事業計画は、理事会の審議・決定を経て各年度の予算配分が図られるが、事業計画の立案にあたって、大学（学長、各大学関連部署）が、教育研究の充実や施設設備の維持・管理に基づき予算編成の基本方針を作成し、これを法人へ提起している。予算編成の過程では、法人は消費収支のバランスを中心に教学からの要望をもとに法人（法人総務部総務課長、総務部財務課長）と大学管理運営部門との綿密な審議を経て予算原案を作成している。予算原案は、最終的に評議員会、理事会で審議し承認され、適切な予算編成が行なわれている。

以上のとおり、中長期計画に基づく財務運営を確立していると自己評価する。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の現状は、「学校法人神谷学園事業報告書」【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】に示されている。本法人の経常収支差額は、平成 27 年度から一貫してマイナスの値を示してきているが、これは入学者及び収容学生数の逡減による要因が大きく、特に平成 28～31 年度の 4 期連続で低充足率のため経常補助金による財政支援が得られず、短期大学部部門単独としては、厳しい財務状況となってきた。しかし、4 年制大学で平成 28 年以降、入学者数が毎年度増加し、令和 2 年度入学者定員充足率 110%を達成したが、短期大学部も前年度の 1.5 倍の入学者数を確保した。今後も好調な入学者数の確保は継続できると予想され、経常収支差額は年々改善されるものと予測している。今後は一層、安定的な収入に基づき収支のバランスの確保に努め、学園全体としての収支、財政状態、資金維持、教育研究経費等の水準を健全なものとしていく。外部資金の獲得については、科学研究費補助金の獲得による外部資金の獲得実績を上げ、安定した財政基盤の確保に努めたい。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 平成 28 年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 5-4-2】 平成 29 年度学校法人神谷学園事業計画書

- 【資料 5-4-3】 平成 30 年度学校法人神谷学園事業計画書
- 【資料 5-4-4】 令和元年度学校法人神谷学園事業計画書
- 【資料 5-4-5】 大学ホームページ 「財務情報」
- 【資料 5-4-6】 平成 28 年度学校法人神谷学園事業報告書
- 【資料 5-4-7】 平成 29 年度学校法人神谷学園事業報告書
- 【資料 5-4-8】 平成 30 年度学校法人神谷学園事業報告書
- 【資料 5-4-9】 令和元年度学校法人神谷学園事業報告書

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも入学者数の安定的な確保に努め、学生数の増加を図り、財務状況の改善や向上に取り組んでいく。科学研究費補助金等の外部資金については、教員の研究環境の整備を進め、確保に努めていく。教育改革や新しい時代の教育に対応できる学園校舎の整備や建設を行うなどの中長期計画に基づき、少子化の進展による学生数の減少を見据えて収入の予測の厳格な策定を行い、その中で教育のために最大となる効果を生み出す予算を検討していく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

予算執行については、「学校法人神谷学園経理規則」【資料 5-5-1】、「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」【資料 5-5-2】、「資産運用管理規則」【資料 5-5-3】に基づき原義及び決済をし、契約や発注を行っている。当初の予算編成後において、収入の根拠となる事実の確定または変更や事業内容の見直しまたは予期せぬ事実に伴う支出の変更に対処するため、補正予算を編成し、理事会、評議員会での承認を得ている。決算処理については、法人監事及び監査法人による明確で厳格な監査を受けている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の研修会には随時会計担当者や、内容によっては大学事務職員が参加して会計知識の向上に努めている。日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等への問い合わせや指導・助言を受け、日常的にも適正な会計処理の実施に努めている。

以上のとおり、会計処理は適正に実施されていると自己評価する。

【エビデンス集 資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人神谷学園経理規則

【資料 5-5-2】 学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程

【資料 5-5-3】 資産運用管理規則

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、外部監査法人による監査責任者及び監査従事者の 5 人の公認会計士により延べ 500 時間に及ぶ厳正な定期監査を受けている。同監査法人は監事へ監査内容報告を行うなど監査上の連携を図る体制を整備している。本法人の監査日以外にも、公認会計士との連携により常に正確な会計及び関連事務処理について指導助言を受けている。監事は会計監査に立ち会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。公認会計士による監査及び監事の監査は適切に行われており、本学園の学校部門の計算書類、財務諸表、及び学園の財産目録は、学校法人の財政状態及び経営状態を正しく示している。

以上のとおり、会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されていると自己評価する。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27 年 4 月 1 日施行の「学校法人会計基準の一部を改正する省令」に従い、会計処理の取扱いの確認を再度行った。本法人と公認会計士や監事との連絡を密にして今後も適正な会計処理と厳正なる監査体制に努めていく。また、事務職員の会計知識の能力向上を図っていく。

〔基準 5 の自己評価〕

本法人は寄附行為に定める使命・目的に従い、関係法令を遵守し、環境・人権・安全に配慮して、適時情報公開を行い、適切な運営を行っている。環境問題、エネルギー対策、防災等の安全対策は今後も積極的に取り組んでいく。

理事会は寄附行為に基づく本学における最高意思決定機関として戦略的かつ重要な意思決定を行える体制を整備し、適切に機能している。定期的に各種会議を開催し、法人側と教学側の意思疎通が行われている。短期大学部の管理運営体制は、寄附行為にも明示されているように、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を見据え、中長期計画を策定し、単年度毎の事業計画を立案し実施している。理事は法人の職務を執行し、監事は、文部科学省が主催する監事研修会に参加するなど、常に本学の業務状況、財務の執行状況を綿密に監視できる体制がとられている。また、これらの業務の遂行が適切に行われているかをチェックするために学内に監査室を設けており、公認会計士による監査と、監査体制を整え、ガバナンスの強化を図っている。会計処理は、学校法人会計基準等に従い、監事立会いのもと、公認会計士による監査を受け、適正かつ厳正に実施されている。

法人の理事・監事及び評議員については、評議員は短期大学部教育研究活動に携わる教職員、卒業生、その他幅広い範囲から選出しており、管理運営に対して幅広い意見や助言を行っている。

財政基盤については、中期財務計画に基づき、収入の予測の範囲内で最大限の教育効果のある予算を組むなど、収支バランスの安定化に努力していく。

以上のとおり、基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「東海学院大学短期大学部学則」第 3 条に「本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 6-1-1】。本学の自己点検・評価体制は、大学院も含めて、学長の責任のもとに、全学的な組織である「教育研究開発センター」傘下の「点検・評価委員会」が、本学の自己点検・評価の基本方針に基づき、自己点検・評価を行い、報告書を作成するというものになっている【資料 6-1-2】。また、「教育研究開発センター」傘下の「FD 委員会」は、教員の教育研究活動の向上や能力開発を検討・実施するために活動しているが、「点検・評価委員会」と連携をとりながら、原則年度毎に自己点検・評価を実施し、役職者会議、教授会、各委員会等の各部門にフィードバックし、改善を行っている【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】。このように本学では、自己点検・評価は、第一義的には校務を分掌する各委員会において行い、各委員会では、委員会での審議ののち、教授会に提出するため、実際に実務を担当した委員による点検と、全教員の点検が行われているなど、自己点検・評価を行う体制が整っている。なお、令和元(2019)年度から令和 3(2022)年度までの自己点検体制を併設大学と協働で確立している。

表 6-1-1 令和元（2019）年度～令和 3（2022）年度自己点検・評価実施部会の構成

基準		総括者	部会責任者	構成員	構成人数
基準 1-1 基準 1-2	使命・目的及び教育目標の設定、使命・目的及び教育目標の反映	大学学長、 短大学長	健康福祉学部長、 人間関係学部長	人間関係学研究科長、 総合福祉学科長、子ども発達学科長、幼児教育学科長、教職員	9
基準 2-1	学生の受け入れ	教育研究開発センター長、点検・評価委員長	学生募集・入学試験委員長、入試広報部長	教職員	11
基準 2-2 基準 2-6	学修支援、学生の意見・要望への対等		学生生活委員長、 学生生活課長	教職員	8
基準 2-5	学修環境の整備		学生生活委員長、 総務部長	教職員	11
基準 2-3	キャリア支援		学生就職委員長、 学生就職課長	教職員	7

東海学院大学短期大学部

基準 2-4	学生サービス		学生生活委員長、 学生生活課長	教職員	11	
基準 3-1 基準 3-2 基準 3-3	単位認定、卒業認定、 終了認定、教育課程 及び教授方法、学修 成果の点検・評価	教育研究 開発セン ター長	教務委員長、 教学部長	健康福祉学部長、総合 福祉学科長、人間関係 学部長、子ども発達学 科長、幼児教育学科長、 教職員他	11	
基準 4-1 基準 4-2 基準 4-3 基準 4-4	教学マネジメントの 機能性、教員の配 置・職能開発等、職 員の研修、研究支援		教務委員長、総務部 長、教学部長	FD 委員長、教職員	12	
基準 5-1 基準 5-2	経営の規律と誠実 性、理事会の機能		本部総務 部課長	本部総務課主査	職員	3
基準 5-3 基準 5-4 基準 5-5	管理運営の円滑化と 相互チェック、財務 基盤と収支、会計			本部財務課長	職員	2
基準 6-1 基準 6-2 基準 6-3	内部質保証の野組織 体制、内部質保証の ための自己点検・評 価、内部質保証の機 能性	点検・評価 委員長		点検・評価委員長	FD 委員長、 教務委員長、 学生募集・入学試験委 員長、教職員	6
独自基 準	特色ある活動	図書館長	図書館長	健康福祉学部長、人間 関係学部長、総合福祉 学科長、幼児教育学科 長、教職員	5	

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、自己点検・評価を実施する機関として平成 17 (2005) 年から委員会を設置して、自己点検活動を行っている。平成 27 (2015) 年度の大学機関別認証評価に対しても点検・評価委員会が主体的に対応し、実施部会を編成して全学体制で自己点検活動を行った。内部質保証をさらに推進・発展させるために、自己点検実施部会の常設化、学内各委員会、各事務部課との連携の効率化を進めていく。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 6-1-1】 東海学院大学短期大学部学則 第 3 条

【資料 6-1-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 点検・評価委員会規程

【資料 6-1-3】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 6-1-4】 東海学院大学短期大学部教授会規程

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、学則第 3 条に「本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 6-2-1】。本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指して、平成 3(1991)年文部省の『大学の設置基準大綱化』を受けて、平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」、「基本事項検討委員会要項」、「各種点検実施委員会要領」を制定し、点検項目毎の実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し、整備、点検、見直しを始めた。現在は、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価は、大学教育研究開発センターの中に組織された「点検・評価委員会」がその役割を担っている。

本学では、平成 11(1999)年度に「自己点検・自己評価報告」を刊行し、自己点検・評価を開始した。平成 13(2001)年度に第 2 回目、平成 18(2006)年度に第 3 回目の「自己点検・評価報告書」を刊行し、点検・評価を進めてきた。このような自己点検・評価活動を踏まえて「平成 20 年版自己点検・評価報告書」を取りまとめ、平成 21(2009)年 3 月に財団法人短期大学基準協会の定める短期大学基準を満たしており、適格と認められた。その後、自己点検・評価活動は、平成 24(2012)年度を報告書にまとめている。平成 20(2008)年の男女共学化を契機として東海学院大学短期大学部として新たな歩みを始めてからも、本学の使命と目的、学科のディプロマ・ポリシーを実現するための重点目標と具体的な行動計画を明確に掲げ、毎年の「年度計画」「年度報告」をもとに自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「年度計画」に反映させてきた。平成 28(2016)年 3 月には財団法人日本高等教育評価機構の定める短期大学基準に適していると認定された。PDCA サイクルに基づく改善・改革を着実に進める体制を確立し、自己点検評価活動の成果を大学ホームページ上で公開し、ステークホルダーと共有している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

昭和 38(1963)年の開学以来、本学では、教育の目的や教育課程、教員の研究は言うまでもなく入学試験、学生生活、クラブ活動、学生の就職活動の応援、保健室による学生の心身の健康管理など、大学の使命に基づく教育目的を果たすための諸活動を遂行し、課題があれば改善するということを定期的に行ってきた。このような課題の掘り起こしや問題の発見は、十分な調査・データの収集と分析により可能となる。データ収集は事務局各課が業務分掌に応じて行い、蓄積されたデータについて必要な集計と分析を行って自己点検・評価書の執筆に用いている。

本学では、「学生生活調査」、「授業アンケート」や「保健活動年間報告」などの例のように、関係部署ごとに現状把握のための十分な調査やデータ収集を行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書は財団法人日本高等教育評価機構の示す評価基準に従って作成してきた。認証評価の受審が3クール目に入り、新しい評価基準に対応させて自己点検・評価活動を展開していく必要がある。令和4(2023)年度の受審に向けて、受審の手引きに記載されているエビデンスや留意点を活用した自己点検・評価活動を行っていく。

本学は平成4(1992)年には、近隣の他大学に先駆けて全学的に自己点検・評価活動を開始した。この年度に自己点検・評価の活動に必要な運営規約を制定し、実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し点検、改善作業を始めて以来、一定の周期を置きながらではあるが、活動を継続させてきた。自己点検・評価に必要な調査や資料・データの収集は各関係部署が行い事務局総務課で取りまとめ、結果を次年度の改善に活かしているが、この作業のためには十分な時間や調査方法の改良が必要となる。

また、評価の結果は学内共有や社会への公表のより効果的な方法も検討していかなければならない。

【エビデンス集（資料編）】

【資料6-2-1】東海学院大学短期大学部学則 第3条

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学部・学科を構成する各組織における毎年度のPDCAサイクルに基づく自己点検・評価が実施され、内部質保証をより検証しやすい仕組みを構築している。例えば、本学が掲げる三つのポリシーを起点とする内部質保証については、アドミッション・ポリシーは学生募集・入学試験委員会【資料6-3-1】及び入学試験専門部会【資料6-3-2】を中心として、カリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーは教務委員会【資料6-3-3】、学科及び教務課を中心にPDCA自己点検・評価がなされ、改善・改革が継続的に実施され、本学の教育の質向上に反映されている。

専任教員の個人レベルでの内部質保証としては、半期ごとの「学生による授業アンケート」や「教員による相互参観」(FD活動の一環)を通じた個人のデータのフィードバックを行って教授方法の改善につながる取り組みを実施している。

平成26(2014)年の学校教育法の改正により、学長がリーダーシップを発揮するための学長権限が強化された。そのために継続的に組織改革を進め、学長の業務執行状態が明らかになり、学部・学科・研究科等の改善取組が大学全体のPDCAサイクルの仕組みの中にしっかりと位置付けられるようになった。

本学は、平成 20(2008)年度、平成 27(2015)年度において大学機関別認証評価を受審してきたが、その間においても、財団法人日本高等教育評価機構の基準項目に沿った自己点検・評価活動を点検・評価委員会が主導して実施してきた。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 26（2014）年の学校教育法の改正以来、学長のリーダーシップのもとで、大学組織改革を断行し、大学全体、事務部課、教員レベルにおいて PDCA サイクルに基づく改革・改善を実施してきたが、それらの機能性を明確に評価し、可視化する仕組みを構築する。

本学の教育理念と教育目的を達成するための教育改革と業務改善には、学内関係者だけでなく、学外のステークホルダーによる大学評価アンケートも必要で、自己点検・評価委員会が主導して検討する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-3-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学生募集・入学試験委員会
規程

【資料 6-3-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 入学試験専門部会規則

【資料 6-3-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程

【基準 6 の自己評価】

本学では、教育研究活動の質の保証と改善を図るために、自主的な自己点検・評価を実施する体制を整備して、周期的に適切に実施しており、自らの点検・評価の結果を教育研究の改善や向上に繋げる PDCA サイクルの仕組みは有効に機能している。

現状把握のための必要な調査や資料、データの収集は適切に行い、これをもとに主に認証機関による設定基準項目に沿って点検・評価を行い、課題や問題の発見と改善策の立案、実施を行っている。また自己点検・評価の結果は、大学ホームページを通じて学内外に公表している。

大学の教育の質の向上のための恒常的な自主的 point check と改善の促進の必要性を全学の教職員が共通の意識をもって理解し、関連の情報を共有することに努めている。

このように、本学では学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 166 条、短期大学設置基準第 1 条を遵守し、自己点検・評価を持続的・多角的に実施して内部質保証を機能させていることから、基準 6 を満たしている。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携・地域貢献

A-1 大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制

A-1-①

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学及び短期大学は高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成する責務を持つが、近年では、社会のグローバル化や教育のユニバーサル化によって社会からは即戦力となる者が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになった。本学はこうした状況に鑑み、「広く深い教養と知識を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、国際的視野を備え、職業及び实际生活に必要な創造性と行動力を身につけた人材を育成すること」を目的とし、これを達成するための教育内容、教育環境の整備に取り組んでいる。また一方では、地方に存在する大学・短期大学の使命として、地域社会との連携が大いに期待されている。そこで本学では、併設の四年制大学とともに地域に密着した様々な教育活動を展開し、人材育成のほか、地域住民、企業、行政との連携を図り、地域社会の発展に努めている。

ア 公開講座

本学は、大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を大学の重要な責務と捉え、公開講座委員会（現在は社会貢献委員会【資料 A-1-1】）をこの地域の大学としては最も早い時期である平成 5(1993)年に設置した。以後、毎年多数の公開講座を開講して多くの聴講者を無料で受け入れ、地域社会のニーズに応えるため生涯学習の観点からの社会的活動に取り組んでいる。平成 30(2018)年度には、【資料 A-1-2】に示すように「豊かに生きる～大学は知の宝庫～」という統一テーマのもと全 9 回の講座を開催したほか、9 月には岐阜新聞社・岐阜コープ並びに併設四年制大学の管理栄養学科主催の「離乳食講座」で乳幼児期に育みたい資質と能力についての講演を行っている。社会に強く求められている子育て支援活動の一翼を担うほか、童謡・唱歌や健康寿命を延ばすスポーツ・レクリエーションの紹介・実践等、生涯学習の場として地域社会に貢献している。

イ 子育て支援プログラム「あそびの森」

幼児教育学科では、平成 15(2003)年度から地域との共生をテーマとして、短期大学の理念・特性を生かした子育て支援のあり方と支援業務をいかに学生育成に繋げるかについて試行錯誤を試み、平成 16(2004)年度後期より、子育て支援プログラム「あそびの森」【資料 A-1-3】を開設することになった。「あそびの森」の活動は、プログラム開始から本年度で 15 年目を迎え、この間の利用者は延べ 2 万人を超し、子育て支援活動に積極的に取り組む本学の姿勢を強く地域社会に示してきた。

この子育て支援プログラム「あそびの森」の特色は、本学の保育実習室（通称「あそびの森」）を核とし、未就学児とその保護者への様々な遊びのプログラムの提供に授業の一環として学生が取り組むところにある。学生が親と子に関わる実践的体験を積む中で自然に人間的成長を遂げ、地域の子育て支援にも貢献できる内容となっているのである。「あそびの森」の理念は、「子育て親育ち・学生の心の育成」である。親は子と遊びを共有することで、その心を深く理解し親自身も成長を遂げることができる。また、子どもは親と遊びながら温かさや優しさを感じ、人やものと触れ合って遊ぶ楽しさを知り、豊かに心を耕す。更に学生も、遊びの支援を通して実習では経験ができない親と子の繋がりを間近に体験するのであり、こういった教育方法は子育て支援に関わる社会貢献のみならず、保育者・教育者として学生を成長させ、有為な人材の育成に大きく寄与している。

「あそびの森」の理念

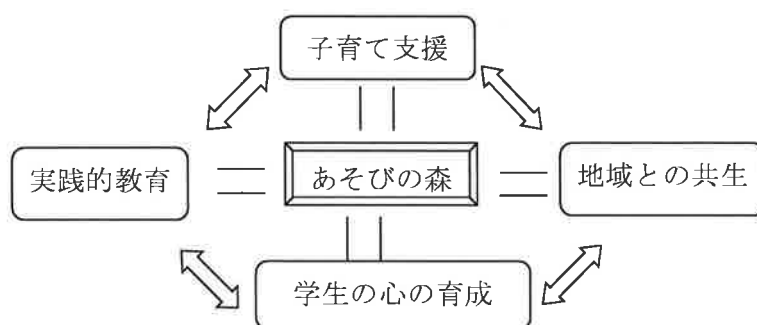


図 A-1-1 「子育て親育ち・学生の心の育成」

開設当時、業務を円滑に行うために、「あそびの森」プログラムの実施については、幼児教育専攻の特色となっていたゼミ（「総合演習」「保育ゼミナールⅠ」「保育ゼミナールⅡ」）の授業の中に組み込むこととした。実施の準備段階には、保育実習室を遊びの場として子どもが安心して活動できるようにするために安全対策の工夫をし、室内の装飾や出席カードの作成なども、ゼミの中で学生が取り組んだ。加えて、乳児のための託児室「おねむさんのへや」や子ども用のトイレなどを保育実習室に隣接して設け、授乳・おむつ交換等にも対応できるように施設を整えた。

「あそびの森」のプログラムは、未就学児が保護者と一緒に遊びを楽しめる内容で両ことを大前提としながら、絵本の読み語りや造形遊び、リズム遊びや運動遊び等、多彩な内容になるように心掛けている。開設以来「あそびの森」は、参加者の多様なニーズに応えながらその内容を充実させ、年々発展的変貌を遂げている。平成 30(2018)年度は「教職実践演習」での実践活動「出張あそびの森」として、にんじんの日イベントに合わせて各務原市内 4 か所の公立保育所を学生が訪れ、体操やパネルシアター、クイズ等のプログラムで子どもたちに楽しい時間を過ごしてもらった。なお、「あそびの森」の情報は本学ホームページに公開しており、広く社会に周知されている。

ウ 東海えほんの森

平成 22(2010)年 12 月、本学附属図書館の特色づくりとして、絵本関連コレクションを充実させ、学外利用者の促進を図り、図書館を通して積極的に社会貢献活動に参加する方針が打ち出された。翌平成 23(2011)年、各務原市年間事業の一環として始められた「本の街かかみがはら」構想計画に関して本学に協力依頼があり、「絵本ライブ」「絵本の読み聞かせ」等の諸企画について附属図書館を拠点の一つとする要請を受けた。こうした要請について本学と四年制大学子ども発達学科が中心になって検討した結果、附属図書館内に「絵本に関する施設：絵本ミュージアム」を開設することとなった。その名称については、大学名の一部である「東海」、絵本専門施設であることと対象が乳幼児であることから平仮名で「えほん」、学内で子育て支援プログラム「あそびの森」が運営されていたことから「森」という三つの単語を統合させて「東海えほんの森」【資料 A-1-4】と命名されることとなった。現在、しかけ絵本を含む絵本・大型絵本・紙芝居等約 1,700 点を所蔵している。

開設のコンセプトは、地域の乳幼児と保護者、本学附属幼稚園をはじめとする近郊幼稚園・保育所の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」を提供するとともに、本学及び子ども発達学科の学生に対して「教育実践の場」を利用提供することである。平成 23(2011)年 10 月 22 日東海祭当日、「東海えほんの森」開設を祝してオープニングセレモニーを行い、11 月 5 日より利用開始となった。室内にはシンボルツリー、きのこの椅子、葉っぱ型の机と椅子、天井には空に浮かぶ雲が描かれているほか、授乳コーナーやおむつ交換台も設置され、利用者からは「一日中安心してくつろげる空間」であるとして好評を得ている。年間を通じて図書館主催及び学生参加のイベントや附属幼稚園との連携による催し物を開催している。



エ 地域連携

平成 29(2017)年 4 月、併設の四年制大学東海学院大学は管理栄養学科が中心となり、各務原市、ぎふ農業協同組合、各務原商工会議所と産学官の連携協定【資料 A-1-5】を締結し、「各務原にんじん」のブランド化に取り組んでいる。その PR の一環として、子ども発達学科の教員が「かかみがはらニンジンのうた」「ニンジン、スキッ！」の 2 曲を作詞作曲、併せてその体操も作られた。【資料 A-1-6】幼児教育学科の教員及び学生も、「各務原にんじん大収穫祭」等の種々のイベントで体操を披露したり、各務原市の市民講座「生涯学習・まちづくり 出前講座」で高齢者の身体能力低下のためのストレッチとして体操を紹介したりして、学外での連携事業に取り組んでいる。

その他、毎年、各務原市主催の「ふれあい親子フェスタ」【資料 A-1-7】、岐阜県美術館主催の「GIFU ワークショップギャザリング」【資料 A-1-8】に教員と学生が参加し、

日頃の学修の成果を応用して親子連れにもものづくりの楽しさを体験してもらっている。平成 30(2018)年度には、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜の「学生による地域課題解決提案事業」に採択され、各務原市の活性化を考える拠点として「お年寄りが子どもと一緒に楽しめる木育」をコンセプトに「木育カフェ」【資料 A-1-9】を開いてイベントを行うという実践活動に取り組んだ。その取り組みの様子と成果については、「学生による地域課題解決提案事業」成果報告会で発表した。

また、学内でも 8 月夏休みのオープンキャンパスに合わせての「TOKAI 夏祭り」【資料 A-1-10】開催、大学祭での「キッズパーク」実施等、地域の子どもたちを大学に招き、学生が主体的に考え準備した遊びや制作等で楽しんでもらえるような発表の場を設けている。本学では地域連携・子育て支援という目的での活動はもちろんのこと、それを実習とはまた異なる実践活動の機会とし、即戦力を備えた保育者の育成に努めている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

継続して長年行ってきた公開講座や子育て支援プログラム「あそびの森」については、現在の社会のニーズに適応した形や内容を考慮しながら引き続き充実させて実施し、地域に貢献していく。また、特長的な附属図書館施設「えほんの森」を大いに活用し、学生による絵本の読み聞かせや工作等、お話し会の実施を増やす計画である。

地域連携については、学外の子育て支援活動等イベントへの参加を奨励し、学生の実践体験の機会を多く持てるようにするとともに、学内でのイベント参加や施設の利用を通じて地域の方々に本学により親しんでいただき、地域に開かれた大学を目指して努めていく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-1】 公開講座委員会

【資料 A-1-2】 平成 30(2018)年度公開講座案内

【資料 A-1-3】 「あそびの森」

【資料 A-1-4】 「東海えほんの森」

【資料 A-1-5】 各務原市、ぎふ農業協同組合、各務原商工会議所と産学官の連携協定

【資料 A-1-6】 「かかみがはらニンジンのうた」「ニンジン、スキッ！」

【資料 A-1-7】 「ふれあい親子フェスタ」

【資料 A-1-8】 「GIFU ワーキングショップギャザリング」

【資料 A-1-9】 「木育カフェ」

【資料 A-1-10】 「TOKAI 夏祭り」

【基準 A の自己評価】

基準項目 A-1 の自己判定に基づき、基準 A を満たしている。

本学は併設の東海学院大学と連携し、新たな地域連携・社会貢献事業も開始し、積極的に地域に貢献する取組を展開している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	○	相当期間の修業年限への通算は、本学学則第 17 条に規定している。	3-1
第 90 条	○	入学の資格は、本学学則第 37 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	学長、副学長及び学科長は本学学則第 6 条に、教授、准教授、講師及び助教は本学学則第 7 条に、助手は本学学則第 8 条に、事務職員は本学学則第 9 条にそれぞれ規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会は、本学学則第 11 条に規定している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与に関しては本学学則第 29 条に規定し、短期大学士の学位を授与している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	○	本学学則第 2 条で目的を定め、本学学則第 4 条により幼児教育学科を設置している。修業年限を本学学則第 17 条で 2 年とし、本学学則第 5 条で収容定員を 200 名と規定している。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	本学学則第 3 条に基づき、自己点検・評価活動に取り組んでいる。平成 27 年度には、日本高等教育評価機構より適合の認証評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動状況の公表については、大学ホームページ上で公表している。	3-2
第 114 条	○	本学学則第 9 条事務職員を規定し、専ら事務に従事している。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本条で求められている記載事項は、本学学則で規定し、学生便覧に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	本学学則、学生便覧、履修のてびき、シラバスで必要な事項を規定して学生に示し、学生に係る書類作成については、大学局教務課で適切に行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒については、本学学則第 68 条に規定し、訓告、停学及び退学について定めている。	4-1
第 28 条	○	学園で文書管理規則を制定し、本学にとって必要な表簿は概ね備え、表簿及び記録の保存も適切に行っている。	3-2

東海学院大学短期大学部

第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	○	本学学則第 44 条（既修得単位の認定）で規定し、適切に運用している。	3-1
第 150 条	○	本学学則第 37 条（入学の資格）で規定し、本条で定められた大学入学資格を有し、本学所定の入学検定に合格した者が入学することができる。	2-1
第 162 条	—	該当しない。	2-1
第 163 条	○	本学学則第 34 条の定めにより、前期を 4 月 1 日から 9 月 24 日まで、後期を 9 月 25 日から翌年 3 月 31 日までと規定している。	3-2
第 164 条	?	??	3-1
第 165 条の 2	○	学生便覧及び履修のてびきに本学の教育の理念と幼児教育学科の教育目的を踏まえた「ディプロマ・ポリシー」として卒業要件と到達目標を示し、目標を達成するための「カリキュラム・ポリシー」として教育課程の基本方針、およびこれらの方針を実現するために本学の求める「アドミッション・ポリシー」を明記して、3つのポリシーの整合性と一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価事項を定め委員会規定を整備して、組織的な体制を整えて行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	本条各項に定める短期大学の教育研究上の目的、3つの方針、教育研究組織、教員組織、収容定員・在 student 数、卒業生の進路状況、教育課程とシラバス、卒業要件、教育研究環境、授業料・入学金等の徴収費用等についてホームページ他多様な媒介手段を用いて広く学内外に情報を公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	3 月 20 日を卒業証書・学位授与式として、毎年、卒業証書・学位記を授与している。	3-1

短期大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は、開学後 56 年が経過し、本条の趣旨に則り、その他法令の遵守に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	本学学則第 2 条（目的）に東海学院大学短期大学部としての目的、本学学則第 4 条に幼児教育学科の教育目標を定め、学生便覧、履修のてびき等に明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	本学学生募集・入学試験委員会規定および本学学生募集・広報専門部会規則を制定し、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜ができる体制を整えている。	2-1
第 2 条の 3	○	短期大学運営に係る各種委員会を教員および事務職員で構成	2-2

東海学院大学短期大学部

		し、教職員の協働のもと、十分な学修支援ができる体制を整えている。	
第3条	○	本学幼児教育学科の教員研究組織として、基礎教育分野および専門分野に専任教員を配置している。設置基準上必要な専任教員11人に対し、専任教員13人を配置している。教員研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数も確保されている。	1-2
第4条	○	収容定員は、本学学則第5条で定め、学生数を適正に管理している	2-1
第5条	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定し、体系的な教育課程を編成し、建学の精神を具現化する教育を展開している。	1-2 3-2
第6条	○	教養教育科目、専門教育科目、自由科目のうち必修科目、選択科目を設定し、体系的に学修できるように年次ごとに科目を配当している。	3-2
第7条	○	一単位の取得には45時間の学修が必要であることを、本学学則第16条で規定している。また、履修のてびきに記載し、自習が必要であることを明記している。また、各科目のシラバスに事前学習・事後学習の内容を明示し、自学自習を求めている。	3-1
第8条	○	「履修のてびき」に学事日程を記載し、授業開始期間、定期試験期間等を明記している。	3-2
第9条	○	履修のてびき及びシラバスに授業期間を明示するとともに、シラバスの各科目欄には、授業回数と各回の内容を記載している。学生には、時間割を配布し、規定の授業回数を実施することを示している。また、曜日によって、規定の実施回数ができない時は、授業振替を行う等して、授業回数の確保をしている。	3-2
第10条	○	講義科目は、1学年毎で受講するものもある。幼児教育学科の演習・実習科目は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第6号に基づき、1クラス50名以内で授業を行っている。教育効果を十分に上げられる人数で実施している。	2-5
第11条	○	すべての授業が、本条で示される方法で行われている。	2-2 3-2
第11条の2	○	成績評価基準は、本学学則第26条及び履修のてびき・シラバスに明記しており、その基準に沿って評価を行っている。	3-1
第11条の3	○	本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、FD委員会の企画の下、FD研修会、相互授業参観、学生による授業アンケートを年間計画し実施している。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当しない。	3-2
第13条	○	本学学則第22条に規定している。	3-1
第13条の2	○	履修のてびきにおいて、履修登録単位数の制限を年間50単位と	3-2

東海学院大学短期大学部

		している。	
第 14 条	○	本条第 28 条に規定している。	3-1
第 15 条	○	本条第 28 条に規定している。	3-1
第 16 条	○	本条第 44 条に規定している。	3-1
第 16 条の 2	○	本学学則第 19 条に規定し、修業年限を 3 年と定めている。	3-2
第 17 条	○	本学学則第 60 条に規定している。	3-1 3-2
第 18 条	○	本学学則第 20 条に規定している。	3-1
第 19 条	—	該当しない。	3-1
第 20 条	○	本学が授与する学位は短期大学士（教育学）であり、この教育研究上の目的を達成するために教員組織 13 人を置いている。学科の教育研究の実施にあたり、学科長のもとで各教員の専門分野および職位に基づいた役割分担と責任を明確にし、学科会議や各委員会を定例化し、教員研究上必要な連携体制を確保している。年齢構成も著しく偏ってはいない。	3-2 4-2
第 20 条の 2	○	教育上主要と認める授業科目については、専任の教授または准教授が担当している。主要授業科目以外の授業科目についても、できる限り専任の教授、准教授または講師に担当させている。演習・実験・実習を伴う授業科目については、助教および助手が補助を行っている。	3-2 4-2
第 21 条	—	該当しない	3-2 4-2
第 21 条の 2	○	本学専任教員 13 人全員が本学の教育研究に従事するものである。	3-2 4-2
第 22 条	○	本学幼児教育学科専任教員数は 13 人であり、本条別表第 1-I 別表第 1-ロから算出される専任教員数 11 人以上を満たしている。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	学長は、本学学長任用規則第 2 条において要件を示し、適切に短期大学運営を行っている。	4-1
第 23 条	○	教授は、本学教員選考基準において、教授の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第 24 条	○	准教授は、本学教員選考基準において、准教授の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第 25 条	○	講師は、本学教員選考基準において、講師の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	助教は、本学教員選考基準において、助教の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第 26 条	○	助手は、本学教員選考基準において、助手の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2

東海学院大学短期大学部

第 27 条	○	41,611 m ² の校地面積を有し、校舎内には学生が休憩・交流できる学生交流の場を有している。	2-5
第 27 条の 2	○	17,817 m ² の運動場を有している。	2-5
第 28 条	○	本条で求められている校舎については、本学の規模に応じた学長室、会議室、事務室、教室、研究室、図書館、体育館等を有している。	2-5
第 29 条	○	図書館に、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を備えている。蔵書数は約 24,000 冊、電子ジャーナル・オンラインデータベース、視聴覚資料を揃えている。更に、閲覧席 368 席を整備している。	2-5
第 30 条	○	41,611 m ² の校地面積を有し、短期大学設置基準を上回る面積を有している。	2-5
第 31 条	○	校舎面積は、11,128 m ² を有し、短期大学設置基準を上回る面積を有している。	2-5
第 32 条	○	附属施設として、東海第一幼稚園及び東海第二幼稚園を設置している。	2-5
第 33 条	○	幼児教育学科の教育研究に必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 33 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 33 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するのに必要な施設・設備を整備し、教育環境の充実を図っている。	2-5 4-4
第 33 条の 4	○	本学学則第 2 条に本学の目的を明示し、幼稚園教諭・保育士養成のための幼児教育学科の名称は適当であり、教育研究上の目的にふさわしいものである	1-1
第 34 条	○	専任の職員等を配置し、総務部、教学部、入試広報部の 3 部体制で事務局を構成している。	4-1 4-3
第 35 条	○	学生の厚生補導を行うため、教学部学生生活課に学生支援担当の職員を配置し、専任教員と共に学生生活委員会を組織している。	2-4 4-1
第 35 条の 2	○	学生の就職支援を行うため、教学部学生就職課、学生就職委員会、学科、担任が密に連携する体制をとっている。	2-3
第 35 条の 3	○	職員の資質・能力向上を図るための SD 研修会に積極的に参加するよう支援している。	4-3
第 36 条	—	該当しない。	3-2
第 37 条	—	該当しない。	3-1
第 38 条	—	該当しない。	3-1
第 39 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 40 条	—	該当しない。	2-5
第 41 条	—	該当しない。	2-5

東海学院大学短期大学部

第 42 条	—	該当しない。	2-5
第 50 条	—	該当しない。	1-2
第 52 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	本学学則第 20 条で卒業要件単位を規定し、第 29 条において卒業及び学位の授与を規定している。	3-1
第 10 条	○	幼児教育学科は「教育学」の学位（短期大学上）を授与している。	3-1
第 13 条	○	本学学則に、教育課程、履修方法、卒業要件並びに学位等に関して規定しており、この学則を文部科学省に提出している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	学校法人神谷学園の役員は、寄付行為第 6 条の定めにより、理事 7 人以上 10 人以内、監事 2 人以上 3 人以内で構成し、理事会において理事長を選任することとなっている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会は寄付行為第 16 条の定めにより、寄付行為第 7 条に定める理事によって構成し、定期的に理事会を開催し、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。	5-2
第 37 条	○	理事長は寄付行為第 12 条の定めにより、この法人を代表し、その業務を総理している。また、寄付行為第 14 条の定めにより、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行うことと規定している。さらに監事は寄付行為第 15 条にその職務を規定し、厳正にその職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事の選任は寄付行為第 7 条第 1 項の定めにより、一、東海学院大学学長及び東海学院大学短期大学部長、二、評議員のうちから評議員会において選任された者 2 人以上 4 人以内、三、学識経験者のうちから理事会において選任された者 3 人以上 4 人以内と規定している。	5-2
第 39 条	○	監事の兼職については、寄付行為第 8 条において、理事、職員又は評議員以外の者を理事会において選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっている。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄付行為第 10 条に規定している。	5-2

東海学院大学短期大学部

第 41 条	○	評議員会については、寄付行為第 16 条の定めにより 17 人の評議員をもって組織することとなっている。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、寄付行為第 21 条の定めにより、一. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金、二. 事業計画、三. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、四. 寄付行為の変更、五. 合併、六. 目的たる事業の成功の不能に因る解散、七. 寄付金品の募集に関する事項、八. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものと規定しており、適正に運営されている。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等は寄付行為第 22 条の定めにより、適切に行われている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任は、寄付行為第 23 条により、一. この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 7 人、二. この法人を設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、理事会で選任した者 2 人、三. 理事会のうちから理事の互選によって選任した者 4 人、四. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人と規定している。	5-3
第 45 条	○	寄付行為の変更については、寄付行為第 41 条に規定し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならないとし、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届けなければならないとしている。	5-1
第 46 条	○	寄付行為第 34 条第 2 項の定めにより、理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないとしている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄付行為第 35 条の定めにより、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を作成しなければならないとしている。	5-1
第 48 条	○	学校法人神谷学園の会計年度は、寄付行為第 37 条の定めにより、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。	5-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

東海学院大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人神谷学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	東海学院大学 東海学院大学短期大学部 大学案内 2020	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	東海学院大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2020 年度 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2019 年度東海学院大学短期大学部 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人神谷学園 平成 31(2019)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2018 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	東海学院大学 東海学院大学短期大学部 大学案内 2020	資料 F-2 と同じ
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	2019 年度規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事会資料	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	大学ホームページ 財務情報	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2019 年度東海学院大学短期大学部 履修のてびき	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	2020 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	大学ホームページ 情報の公開	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	大学ホームページ 情報の公開	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 1 条 第 4 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-2】	東海学院大学短期大学部ホームページ	
【資料 1-1-3】	東海学院大学短期大学部 幼児教育学科 STORY BOOK	
【資料 1-1-4】	2019 年度東海学院大学短期大学部 履修のてびき	
【資料 1-1-5】	入試説明会資料	
【資料 1-1-6】	オープンキャンパス案内	
【資料 1-1-7】	学科会議事録	
【資料 1-1-8】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程	

東海学院大学短期大学部

【資料 1-1-9】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	
【資料 1-1-10】	東海学院大学短期大学部教授会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	東林会規則	
【資料 1-2-2】	2019年度 東海学院大学短期大学部学生便覧	資料 F-5 と同じ
【資料 1-2-3】	ホームページ 教育理念と学部学科の教育方針	
【資料 1-2-4】	2019年度 東海学院大学短期大学部 履修のてびき p3-4	資料 F-12 と同じ
【資料 1-2-5】	シバラス「基礎ゼミナール」	
【資料 1-2-6】	平成 28(2016)年度学校法人神谷学園経営改善計画	
【資料 1-2-7】	2020年度東海学院大学短期大学部入試要項 p8-9	資料 F-4 と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2020年度入学試験要項 p8	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ 「アドミッション・ポリシー」	
【資料 2-1-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程	
【資料 2-1-4】	東海学院大学短期大学部入学者選抜合否判定委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程	
【資料 2-2-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程	
【資料 2-2-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程	
【資料 2-2-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生障害学生支援委員会規程	
【資料 2-2-5】	東海学院大学短期大学部人権委員会規程	
【資料 2-2-6】	学校法人神谷学園危機管理規則	
【資料 2-2-7】	学校法人神谷学園防災管理規則	
【資料 2-2-8】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程	
【資料 2-2-9】	平成 30(2018)年度入学前教育課題等送付資料	
【資料 2-2-10】	平成 30(2018)年度入学前セミナー実施要項	
【資料 2-2-11】	平成 30(2018)年度入学前セミナーアンケート結果	
【資料 2-2-12】	平成 30(2018)年度前期・後期ガイダンス等日程	
【資料 2-2-13】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程	
【資料 2-2-14】	平成 30(2018)年度前期・後期オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-15】	平成 30(2018)年度公務員試験等対策プログラム	
【資料 2-2-16】	平成 30(2018)年度キャリア形成プログラム	
【資料 2-2-17】	平成 30(2018)年度前期・後期学習強化プログラム	
【資料 2-2-18】	受験上および修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談書	
【資料 2-2-19】	2018年度入学 身上調査書	
【資料 2-2-20】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針	
【資料 2-2-21】	平成 30(2018)年度保護者教育相談会実施要領	

東海学院大学短期大学部

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程	
【資料 2-4-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程	
【資料 2-4-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程	
【資料 2-4-4】	東海学院大学短期大学部人権委員会規程	
【資料 2-4-5】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程	
【資料 2-4-6】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程	
【資料 2-4-7】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程	
【資料 2-4-8】	学生相談室の構想について	
【資料 2-4-9】	人権侵害を受けたら	
【資料 2-4-10】	2019 年度東海学院大学短期大学部学生便覧 p155	資料 F-5 と同じ
【資料 2-4-11】	学内相談窓口のリーフレット	
【資料 2-4-12】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程	
【資料 2-4-13】	平成 30(2018)年度保護者教育相談会実施要領	
【資料 2-4-14】	オフィスアワー資料	
【資料 2-4-15】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針	
【資料 2-4-16】	障害等に配慮した支援の資料	
【資料 2-4-17】	障害学生の避難訓練資料	
【資料 2-4-18】	ハラスメントに関する相談体制資料	
【資料 2-4-19】	ハラスメント相談の問題解決のプロセスと手順（フローチャート）	
【資料 2-4-20】	人権講習会資料	
【資料 2-4-21】	意見箱資料	
【資料 2-4-22】	学生生活調査用紙（令和元(2019)年 9 月実施）	
【資料 2-4-23】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予規則	
【資料 2-4-24】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則	
【資料 2-4-25】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予選考基準	
【資料 2-4-26】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予選考基準	
【資料 2-4-27】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学奨学生規則	
【資料 2-4-28】	東海学院大学体育会に関する内規	
【資料 2-4-29】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	2019 年度学生便覧 p166 あそびの森	資料 F-5 と同じ
【資料 2-5-2】	東海学院大学・東海学院大学短期大学部 公開講座 2019 案内	
【資料 2-5-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針	
【資料 2-5-4】	平成 20(2008)年度耐震調査結果	

東海学院大学短期大学部

【資料 2-5-5】	令和元(2019)年度第 1 回消防訓練実施要綱	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 30(2018)年度授業アンケート実施資料	
【資料 2-6-2】	平成 30(2018)年度学生生活に関する調査(日本私立短期大学協会実施)	
【資料 2-6-3】	平成 30(2018)年度意見箱件数及び回答一覧	
【資料 2-6-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程	
【資料 2-6-5】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程	
【資料 2-6-6】	平成 30(2018)年度学生健康診断実施要項	
【資料 2-6-7】	平成 30(2018)年度保健室業務報告	
【資料 2-6-8】	東海学院大学体育会に関する内規	
【資料 2-6-9】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱規程	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 1 条 第 4 条	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-2】	東海学院大学短期大学部履修のてびき p2	資料 F-12 と同じ
【資料 3-1-3】	2020 年度入学試験要項 p8,9	資料 F-4 と同じ
【資料 3-1-4】	大学ホームページ (ディプロマ・ポリシー)	
【資料 3-1-5】	平成元(2019)年度保護者教育相談会資料	
【資料 3-1-6】	シラバス「基礎ゼミナール」	
【資料 3-1-7】	東海学院大学短期大学部学則 第 20 条 第 22 条 第 28 条 44 条 47 条	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-8】	東海学院大学短期大学部履修規則 第 21 条	
【資料 3-1-9】	単位互換に関する包括協定	
【資料 3-1-10】	東海学院大学短期大学部学則 第 28 条 第 28 条第 2 項 第 31 条	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-11】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 2 条 第 4 条 第 28 条 第 29 条 第 30 条 第 31 条 第 50 条	資料 F-3 と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	FD シート	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則	
【資料 4-1-2】	学校法人神谷学園 寄附行為実施規則	
【資料 4-1-3】	東海学院大学短期大学部学則 第 6 条	資料 F-3 と同じ
【資料 4-1-4】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	
【資料 4-1-5】	学校法人神谷学園就業規則	
【資料 4-1-6】	学校法人神谷学園任用規則	
【資料 4-1-7】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準	

東海学院大学短期大学部

【資料 4-1-8】	学校法人神谷学園における専門助手に関する規則	
【資料 4-1-9】	東海学院大学短期大学部教授会規程	
【資料 4-1-10】	学校法人神谷学園組織規則	
【資料 4-1-11】	学校法人神谷学園文書管理規則	
【資料 4-1-12】	学校法人神谷学園文書管理細則	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人神谷学園任用規則	
【資料 4-2-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準	
【資料 4-2-3】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	
【資料 4-2-4】	東海学院大学短期大学部教授会規程	
【資料 4-2-5】	学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則	
【資料 4-2-6】	学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則	
【資料 4-2-7】	東海学院大学短期大学部学則 30条 31条	資料 F-3 と同じ
【資料 4-2-8】	東海学院大学短期大学部 FD 委員会規程	
【資料 4-2-9】	2019年度前期授業アンケート（学生による授業評価）実施要領等	
【資料 4-2-10】	2019年度前期 FD 活動としての「学内一般公開型授業相互参観」推進について	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	平成 30(2018)年度・31(2019)年度 部課長会議議事録	
【資料 4-3-2】	岐阜県私立短期大学協会主催 教職員研修会	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	「あそびの森」資料	
【資料 4-4-2】	学校法人神谷学園 旅費規則	
【資料 4-4-3】	東海学院大学短期大学部 東海学院大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範	
【資料 4-4-4】	保護者教育相談会資料	
【資料 4-4-5】	学校法人神谷学園外国旅費規則	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人神谷学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人神谷学園運営協議会規則	
【資料 5-1-3】	東海学院大学短期大学部学則	資料 F-3 と同じ
【資料 5-1-4】	東海学院大学短期大学部役職者会議規則	
【資料 5-1-5】	東海学院大学短期大学部教授会規則	
【資料 5-1-6】	学校法人神谷学園理事会会議規則	
【資料 5-1-7】	学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて	
【資料 5-1-8】	学校法人神谷学園セクシャル・ハラスメントの防止に関する細則	
【資料 5-1-9】	東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権侵害に関する対処のガイドライン	
【資料 5-1-10】	障害等のある学生支援に関する基本方針	
【資料 5-1-11】	学校法人神谷学園危機管理規則	
【資料 5-1-12】	学校法人神谷学園防災管理規則	
【資料 5-1-13】	東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル	

東海学院大学短期大学部

5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人神谷学園寄附行為 第 6,7,8,19,21,22,23 条	資料 F-1 と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人神谷学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部連絡協議会規則	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 28(2016)年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-2】	平成 29(2017)年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-3】	平成 30(2018)年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-4】	令和元(2019)年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-5】	大学ホームページ「財務情報」	
【資料 5-4-6】	平成 28(2016)年度学校法人神谷学園事業報告書	
【資料 5-4-7】	平成 29(2017)年度学校法人神谷学園事業報告書	
【資料 5-4-8】	平成 30(2018)年度学校法人神谷学園事業報告書	
【資料 5-4-9】	令和元(2019)年度学校法人神谷学園事業報告書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人神谷学園経理規則	
【資料 5-5-2】	学校法人神谷学園固定資産および物品管理規定	
【資料 5-5-3】	資産運用管理規則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 3 条	資料 F-3 と同じ
【資料 6-1-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-3】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	
【資料 6-1-4】	東海学院大学短期大学部教授会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 3 条	資料 F-3 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学生募集・入学試験委員会規程	
【資料 6-3-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 入学試験専門部会規則	
【資料 6-3-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程	

基準 A. 社会連携・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制		
【資料 A-1-1】	公開講座委員会	
【資料 A-1-2】	公開講座を開講	
【資料 A-1-3】	「あそびの森」	
【資料 A-1-4】	「東海えほんの森」	
【資料 A-1-5】	各務原市、ぎふ農業協同組合、各務原商工会議所と産学官の	

東海学院大学短期大学部

	連携協定	
【資料 A-1-6】	「かかみがはらニンジンのうた」「ニンジン、スキッ！」	
【資料 A-1-7】	「ふれあい親子フェスタ」	
【資料 A-1-8】	「GIFU ワーキングショップギャザリング」	
【資料 A-1-9】	「木育カフェ」	
【資料 A-1-10】	「TOKAI 夏祭り」	

東海学院大学短期大学部

令和元年度 自己点検評価書

発行日 2020年3月30日
編集 点検・評価委員会
発行 東海学院大学短期大学部
〒504-8504
岐阜県各務原市那加桐野町2丁目43番地
TEL 058-382-1148
URL <http://www.tokaigakuin-u.ac.jp/>
印刷 日本印刷株式会社